

京都府向日市

史跡長岡宮跡保存活用計画



2020

向日市教育委員会

第3章 史跡長岡宮跡の概要

第1節 指定に至る経過

長岡京の研究は、明治末期の喜田貞吉に始まる。喜田は歴史学の立場から平城京、平安京と同じ正都と位置づけ、両京に劣らぬ規模を持つ都と推定した。

しかし、その後は研究対象とされることもなく、「仮の都」、「未完の都」、「幻の都」というのが学界の定説となっていた。

昭和28年(1953)歴史地理学者中山修一は『類聚三代格』の「長岡左京三条一坊八、九、十五、十六町、二坊三、四、六町を勅旨所の藍畑、三条一坊十町を近衛府の蓮池にせよ」という記述をもとに、条坊の痕跡を現地に求め、長岡京条坊復元図を作成した。^(文献1)

それをもとに、昭和29年(1954)に長岡宮(京)で最初の発掘調査が中山を中心に第1次調査が朝堂院南門(会昌門)推定地で行われた。^(文献2)

以後、昭和41年(1966)まで、朝堂院南門(会昌門)及びそれに続く回廊、大極殿・小安殿とそれに続く回廊や朝堂院東第一堂が確認され、調査研究と保存措置を目的として長岡宮復原図が示された。^(文献3) さらに昭和41年(1966)から43年(1968)に第二次内裏の調査が実施され内裏正殿の基本的構造や建物配置の一部が、平成18年(2006)の調査において内裏正殿の全容が明らかとなった。^(文献4)^(文献5)

一方昭和30年(1955)代から宅地開発が急増した向日市では昭和40年(1965)代には更に開発圧力が強まり、宮域も次々と宅地化されていった。このような中、昭和50年(1975)7月1日の文化財保護法の改正を受け、翌昭和51年(1976)から宮域全域を対象として長岡宮跡が周知の遺跡となり、京都府教育委員会を中心に長岡京跡を包蔵する乙訓二市一町(向日市、長岡京市、大山崎町)の行政機関が発掘調査を積極的に推し進めるようになった。

この間も中山修一氏、小林清氏らによる「長岡京跡発掘調査団」(後に「長岡京跡発掘調査研究所」に改称)といった地元や有志の人々による支えがあったことが長岡京跡の調査・研究・保存活動の特筆される点である。

現在、宮跡のほとんどを占める向日市では、長岡宮・京の調査・研究等は向日市文化財調査事務所・向日市文化資料館、公益財団法人向日市埋蔵文化財センターが中心となっていて行っている。

一方、保存活動は、発掘調査の成果を受けて、昭和37年(1962)に大極殿・小安殿の2,250㎡が国庫補助を受けて京都府に買い上げられ、昭和39年(1964)4月には同地が国の史跡に指定されるに至った。その後は宮域の中心施設の朝堂院・内裏などを、昭和48年、56年(以後向日市買い上げ)、平成4年(1992)、11年(1999)、14年(2002)、18年(2006)、22年(2010)、26年(2014)、28年(2016)、31年(2019)と順次追加指定を受け公有化を行っている。

第2節 指定等の状況

1) 指定告示

名 称：長岡宮跡

種 別：史跡

指 定 基 準：特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準（昭和26年文化財保護委員会告示第2号）史跡の部二による。
追加指定基準も同じ

指定年月日・所在地・告示番号

（追加）指定年月日	地区名・所在地	告示番号
昭和39年(1964)4月27日（指定）	A大極殿・小安殿地区 京都府乙訓郡向日町大字鶏冠井字大極殿二六番ノ二八、二六番ノ三〇、五五番ノ三、五六番ノ一、五六番ノ四、五七番ノ二 同字祓所四一番ノ五、四一番ノ九、四一番ノ一〇、四一番ノ一一、四一番ノ三一 右地域内に介在する道路敷を含む	文化財保護委員会告示第17号
昭和48年(1973)4月23日（追加指定）	B内裏内郭築地回廊地区 京都府向日市鶏冠井町荒内一番ノ四、一番ノ八、一番ノ一四、一番ノ一八、三番、四番、五番	文部省告示第74号
昭和56年(1981)9月8日（追加指定）	C築地地区 京都府向日市鶏冠井町稲葉三七番ノ二のうち実測二二一・六九平方メートル、三七番ノ三、向日市道第三九号線の道路敷及び水路敷のうち実測三二三・九六平方メートル	文部省告示第145号
平成4年(1992)5月6日（追加指定）	D朝堂院西第四堂地区 京都府向日市鶏冠井町山畑二〇番ノ二 (20番2の一部を20番3～9に分筆)	文部省告示第69号
平成11年(1999)1月14日（追加指定）	E大極殿宝幢地区 京都府向日市鶏冠井町祓所四一番ノ一五、四一番ノ一六、四一番ノ一八 (41番15の一部を41番45に分筆)	文部省告示第3号
平成14年(2002)3月19日（追加指定）	F大極殿閤門地区 京都府向日市鶏冠井町祓所三六番ノ一、三六番ノ九、三九番ノ一、三九番ノ二 (36番1、39番1、39番2を36番9に合筆)	文部科学省告示第43号

	(36 番 9 の一部を 36 番 14、36 番 15 に分筆)	
平成 14 年(2002) 9 月 20 日(追加指定)	G 朝堂院西第四堂東・南門地区 京都府向日市鶏冠井町山畑一九番ノ三、二〇 番ノ一(19 番 3 の一部を 19 番 7 に分筆)	文部科学省 告示第 180 号
平成 18 年(2006) 7 月 28 日(追加指定)	H 大極殿閤門前庭地区、朝堂院南面回廊地区 京都府向日市鶏冠井町萩所三七番一、七三 番、七四番(73 番を 37 番 1 に合筆) (37 番 1 の一部を 37 番 5、37 番 6 に分筆) 同 鶏冠井町山畑二三番六 同 上植野町南開六〇番三、六〇番四	文部科学省 告示第 118 号
平成 22 年(2010) 2 月 22 日(追加指定)	京都府向日市鶏冠井町萩所四十一番四	文部科学省 告示第 18 号
平成 26 年(2014) 3 月 18 日(追加指定)	J 大極殿北・西面回廊地区 京都府向日市鶏冠井町大極殿二十六番二十 七、五十五番二、五十七番一、七十四番、五 十八番、五十八番一、五十八番五	文部科学省 告示第 37 号
平成 28 年(2016) 10 月 3 日(追加指定)	K 内裏内郭築地南面回廊・外郭地区 京都府向日市鶏冠井町東井戸六十四番二、六 十五番二 同 萩所一番、一番二	文部科学省 告示第 145 号
平成 31 年(2019) 2 月 26 日(追加指定)	L 大極殿北面回廊地区 京都府向日市鶏冠井町大極殿八十番	文部科学省 告示第 26 号

指定面積

※西暦を割愛

(追加) 指定年月日	地区名	面 積
昭和 39 年 4 月 27 日	A 大極殿・小安殿地区	3,067.83 m ²
昭和 48 年 4 月 23 日	B 内裏内郭築地回廊地区	1,165.98 m ²
昭和 56 年 9 月 8 日	C 築地地区	957.66 m ²
平成 4 年 5 月 6 日	D 朝堂院西第四堂地区	1,867.86 m ²
平成 11 年 1 月 14 日	E 大極殿宝幢地区	906.69 m ²
平成 14 年 3 月 19 日	F 大極殿閤門地区	769.84 m ²
平成 14 年 9 月 20 日	G 朝堂院西第四堂東・南門地区	662.18 m ²
平成 18 年 7 月 28 日	H 大極殿閤門前庭地区、朝堂院南面回廊地 区	1,786.66 m ²
平成 22 年 2 月 22 日	I 大極殿東面回廊地区	324.03 m ²

平成 26 年 3 月 18 日	J 大極殿北・西面回廊地区	2,766.99 m ²
平成 28 年 10 月 3 日	K 内裏内郭築地南面回廊・外郭地区	1,410.73 m ²
平成 31 年 2 月 26 日	L 大極殿北面回廊地区	28.07 m ²
(面積合計)		15,714.52 m ²

管理団体指定：名称：向日市（昭和 49 年(1974)12 月 12 日指定 文化庁告示第 8 号）

所在地：京都府向日市寺戸町中野 20 番地

2) 指定説明文とその範囲

史跡指定地は、昭和 39 年(1964)の第 1 回史跡指定から本市が便宜的に地区名を付けており、指定の順にアルファベットの A から記号を付している。直近では平成 31 年(2019)の追加指定が 12 回目となり L 地区となっている。（3-1 図参照）

以下、指定・追加指定時の説明文をできる限り当時の原文のまま掲載した。

① 指定説明文（①及び②の説明文の出典は、章末の文献註 0 を参照。）

延暦 3 年 11 月、都は平城京から長岡京に遷り、10 年後の同 13 年 10 月平安京に移った。長岡宮の規模は、従来明らかでなかったが、最近門跡が発見され、ついで大極殿および小安殿の跡が判明するに至ったので、この両殿の地を指定しようとするものである。大極殿跡は、地表削平せられ、礎石はその痕跡すら止めていないが、周辺の石敷、凝灰岩の痕跡等により基壇は東西 40.3m、南北 21.6m と認められる。その南面中央とその東西とに三か所の階段の跡があり、北面にも南面の西階に対応する西階の跡がある。中央と東方は、道路、家屋があつて未調査ではあるが、それぞれ施設があつたと推定される。小安殿跡は、大極殿跡の北に接し、東西 31.55m、南北 15.25m の基壇上に桁行 7 間、梁行 2 間の建物があつたと認められ、礎石の根石、基壇周辺の石敷が遺存している。基壇の北面には、中央、東西の三階段の跡がある。南面はき損されているが、階段等の施設があつたと推定される。き損のあとも少なくはないが、基壇周辺の石敷上からは古瓦が発見され、現存の遺構は、よく両殿の規模をとどめ、長岡宮整備の姿を示すものとして貴重であり、更に長岡宮、長岡京の全貌を考察する上に規準となるものであつて、日本歴史上極めて重要な遺跡である。

② 追加指定説明文

< B 内裏地区（昭和 48 年(1973) 4 月 23 日） >

長岡京は桓武天皇のとき延暦 3 年(784)から、のちの平安京の西南方に造営された都であり、その宮跡は、昭和 39 年(1964)に大極殿院跡の一部、すなわち大極殿跡と小安殿跡が史跡に指定されたが、その後、昭和 41 年(1966)、42 年(1967)の発掘調査の結果明らかになった内裏回廊跡のうち、その北西隅部分を今回追加指定することになった。

< C 築地地区（昭和 56 年(1981) 9 月 8 日） >

長岡宮跡は、昭和 39 年(1964) 4 月 27 日史跡指定、その後追加指定をしたが、昭和 54

年(1979)2月、向日市鶏冠井町で市道拡幅工事の際、南北方向の築地跡が発見された。発掘調査の結果、築地は既に東半部が削平されてはいたが、残存長82mを測り、しかも高さ1mに及ぶ築地本体部が遺存していた。この築地は、長岡宮内裏築地回廊西辺部の南延長線上175mの位置にあり、長岡宮太政官院を区画する築地の一部であった可能性も考えられ、追加指定して保存を図るものである。

<D 朝堂院西第四堂地区(平成4年(1992)5月6日)>

長岡宮跡は、延暦3年(784)から同13年(794)の間存続した古代宮跡であり、現在の向日市に所在する。宮跡の範囲は現在市街地と化しており、これまで大極殿・小安殿跡、内裏内郭築地回廊跡北西部、推定官衙地区の築地跡の一部のみが点的に指定されてきた。

今回、追加指定する箇所は朝堂院の南西隅部に当たる地である。昭和57年(1982)に、向日市教育委員会が、この地域の発掘調査を実施し、朝堂院の西第四堂と西面築地・南面回廊の一部を検出した。西第四堂は、梁行4間、桁行10間以上の規模を有する東西棟で、南と北に庇がつく礎石建物である。柱間寸法は、梁行が3m(10尺)等間、桁行が3.9m(13尺)等間となっている。基壇は掘りこみ地業で、凝灰岩切石による壇上積基壇であったと推定されている。基壇の北面で階段痕跡が二ヶ所間検出されており、階段の位置と朝堂院南門との位置関係から、西第四堂の桁行は11間と復元されている。朝堂院の西を限る西面築地は、基底部幅が1.5m(5尺)で0.9m(3尺)の犬走と側溝を有するものである。南面回廊は基壇の一部と北側溝が検出されたが、柱位置は明らかにされなかった。この地域の調査により、長岡宮朝堂院の規模、各朝堂の位置と形状が明らかとなった。また、西第四堂の遺存状況も良好で、重要な価値を有するものである。よって、この地域を史跡に追加指定し、その保存を図ろうとするものである。

<E 宝幢地区(平成11年(1999)1月14日)>

長岡宮跡は、向日丘陵に位置する。昭和37年(1962)、宅地造成に伴う発掘調査により大極殿跡が発見されるに及び、わが国の歴史上きわめて重要な都城のひとつとして昭和48年(1973)に史跡に指定され、その後内裏築地回廊、内裏南方の築地、朝堂院西第四堂が追加指定された。平成9年(1997)になって、大極殿前庭部で民間の住宅建設に伴う発掘調査が実施され、これによって宝幢遺構3基が検出された。遺構は、長さ約2.1m、幅約1.2m、深さ約0.8mの柱穴で、大極殿の南端から約30m(約100尺)南の位置に、3m間隔で計画的に配置された7基のうちの東側3基分に相当すると考えられる。柱穴底面には中央に大柱の設置痕跡が、その左右に脇柱の痕跡が残っていた。平城宮大極殿前庭で検出された同様の遺構は、天皇の即位式に際して建てられたものと考えられているが、即位式の行われなかった長岡宮の宝幢は、朝賀に伴うものとみられる。この調査により、これまで文献資料でしかうかがえなかった朝賀の儀式の一端が明らかとなったため、この地域を含む一体を史跡に追加指定し、保存の万全を期そうとするものである。

<F 閤門地区(平成14年(2002)3月19日)>

長岡宮跡は、京都盆地の南西、向日丘陵に位置する。昭和37年(1962)、宅地造成に伴

う発掘調査により大極殿跡が発見されるに及び、わが国の歴史上きわめて重要な都城の一つとして昭和39年(1964)に史跡指定され、その後、内裏築地回廊、内裏南方の築地、朝堂院西第四堂、宝幢を追加指定してきた。平成12年(2000)、向日市教育委員会は、大極殿閣門の構造、規模を把握し、保存計画を具体化するために、その推定地に確認調査を行った。

その結果、閣門跡、回廊跡、足場穴と考えられる小穴群などが確認された。このうち閣門は、凝灰岩切石の壇上積基壇をもつ、柱間15尺等間で桁行5間・梁間2間の5間門であり、東西22.2m(75尺)、南北8.8m(30尺)の規模であることが判明した。また、難波宮式軒瓦およびそれと同じ産地の多数の平・丸瓦が出土したことから大極殿、朝堂などとともに後期難波宮から移築されたと考えられるに至った。また、今回の発見は、長岡京期においても当初は、奈良時代同様、大極殿院と朝堂院(太政官院)が回廊・閣門で区切られていたことや閣門において儀式が行われていたことをも示すことになった。閣門は平安宮では作られず、大極殿院と朝堂院は一体化したことを考えると宮における政務と儀式の変遷を知る上でも重要な知見といえる。

このように、長岡宮閣門は長岡宮を構成する重要な施設であるばかりでなく、古代都城間の関係や都城・宮における政務や儀式の変遷を考える上でもきわめて重要な意味をもつ。よって追加指定し、保護を図ろうとするものである。

<G朝堂院西第四堂東、南門(会昌門)地区(平成14年(2002)9月20日)>

長岡宮跡は、京都盆地の南西、向日丘陵に位置する。昭和37年(1962)、宅地造成に伴う発掘調査により大極殿跡が発見されるに及び、わが国の歴史上極めて重要な都城の一つとして、昭和39年(1964)に史跡指定され、その後、内裏築地回廊、内裏南方の築地、朝堂院西第四堂、宝幢、閣門を追加指定してきた。平成13年(2001)、向日市教育委員会は、未指定であった朝堂院西第四堂の東半部を中心とする範囲の発掘調査を行い、朝堂院西第四堂跡の東半部、回廊跡、朝堂院南門(会昌門)跡の一部などを確認した。このうち、西第四堂跡では、礎石根石三ヶ所、基壇地覆石の抜き取り溝が検出された。この結果、西第四堂は、東西44.4m(150尺)、南北16.3m(55尺)の基壇の上に、桁行10間(130尺)、梁間4間(40尺)の瓦葺礎石建ち建物が建つこと、北の階段の出は建物の東から5間目、西から6間目の左右非対称の位置にあたることなどが判明、建物の桁行を11間とした従来の推定が覆った。

以上のように、長岡宮を構成する重要な施設である朝堂院西第四堂、朝堂院南門、回廊の一部が確認され、それらの内容が把握された。よって追加指定し、保護を図ろうとするものである。

<H大極殿閣門前庭地区・朝堂院南面回廊地区(平成18年(2006)7月28日追加指定)>

長岡宮跡は、京都盆地の南西部、向日丘陵東麓の低位段丘に所在する古代の宮殿跡である。桓武天皇が延暦3年(784)に平城京から遷都し、同13年(794)に平安京に遷都するまでの10年間の都であった。昭和37年(1962)に宅地造成に伴う発掘調査により大極殿

を発見し、わが国の歴史上きわめて重要な都城遺跡の一つとして昭和 39 年(1964)に史跡に指定された。その後、内裏内郭築地回廊、内裏南方の築地、朝堂院西第四堂、朝堂院南門、大極殿宝幢、大極殿閤門が追加指定された。これまでの調査で大極殿、朝堂院、内裏等の主要な施設の配置が明らかとなっており、出土した遺構、遺物から、後期難波宮の施設を移建したことが判明している。長岡宮の朝堂院南面の区画施設は、これまでの調査で朝堂院南門に取り付く部分は複廊で、その外側は築地であることが判明していた。向日市教育委員会は、平成 17(2005)年度に朝堂院南面回廊の規模と構造の解明を目的とする発掘調査と宅地開発に伴う発掘調査を行った。その結果、朝堂院南門から西に延びる南面回廊が門から約 28m の地点で南に折れ、さらに 7 間延びる翼廊の形式であること、及びその先端には楼閣と考えられる礎石建物があることが判明した。この状況は「平安宮大内裏図」に見える応天門の左右の構造と酷似しており、今回検出した礎石建物は翔鸞楼と呼ばれる楼閣に相当するもので、発掘調査で確認した初めての例である。これは唐長安城大明宮含元殿の構造をまねたものと考えられ、すでに長岡京期にこうした構造を採用していたことが明らかとなったことは重要な成果である。本地区は、大極殿閤門、大極殿南面回廊、大極殿閤門前庭部、朝堂院南門、朝堂院南面回廊および回廊に付属する楼閣のうち、条件が整った部分を追加指定し、保護の万全を図ろうとするものである。

< I 大極殿東面回廊地区（平成 22 年(2010) 2 月 22 日追加指定） >

長岡宮跡は、京都盆地の南西部、向日丘陵東麓の低位段丘に所在する古代の宮殿跡である。桓武天皇が延暦 3 年(784)に平城京から遷都し、延暦 13 年(794)に平安京に遷都するまでの 10 年間の都であった。昭和 37 年(1962)に宅地造成に伴う発掘調査により大極殿を発見し、わが国の歴史上きわめて重要な都城遺跡の一つとして昭和 39 年(1964)に史跡に指定された。その後、内裏内郭築地回廊、内裏南方の築地、朝堂院西第四堂、朝堂院南門、大極殿宝幢、大極殿閤門、翔鸞楼が追加指定された。これまでの踏査で大極殿、朝堂院、内裏等の主要な施設の配置が明らかとなっており、出土した遺構、遺物から、後期難波宮の施設を移建したことが判明している。今回は、大極殿地区のうち、条件が整った東面回廊地区の一部を追加指定し、保護の万全を図るものである。

< J 大極殿北・西面回廊地区（平成 26 年(2014) 3 月 18 日追加指定） >

長岡宮跡は、京都盆地の南西部、向日丘陵東麓の低位段丘に所在する古代の宮殿跡である。桓武天皇が延暦 3 年(784)に平城京から遷都し、延暦 13 年(794)に平安京に遷都するまでの 10 年間の都であった。昭和 37 年(1962)に宅地造成に伴う発掘調査により大極殿を発見し、わが国の歴史上極めて重要な都城遺跡の一つとして昭和 39 年(1964)に史跡に指定された。これまでの調査で、大極殿、朝堂院、内裏（東宮）等の主要な施設の配置が明らかとなっており、出土した遺構、遺物から、長岡宮の建物が後期難波宮の施設を移建したものであることがほぼ判明している。このうち、内裏内郭築地回廊、内裏南方の築地塀、朝堂院西第四堂、朝堂院南門、大極殿前の宝幢遺構、大極殿閤門、朝堂

院南門の西にあった翔鸞楼が追加指定されている。このうち、大極殿を囲む回廊は、礎石建ちで基壇を備えており、東西100m、南北115mの規模をもつ。大極殿においては、基壇外装の凝灰岩を抜き取った痕跡を検出し、大極殿は東西42.4m南北21.6mの規模の基壇をもつことがわかっている。その北に位置する大極殿後殿は南北31.2m、東西13.5mの基壇をもち、軒廊で大極殿と繋がっていた。

今回は、大極殿を囲む回廊にあたる条件の整った部分の追加指定を行い、保護の万全を図るものである。

<K内裏内郭築地南面回廊・外郭地区（平成28年(2016)10月3日追加指定）>

長岡宮跡は、京都盆地の南西部、向日丘陵東麓の低位段丘に所在する古代の宮殿跡である。延暦3年(784)、桓武天皇が平城京から遷都し、延暦13年(794)平安京に遷都するまでの10年間の宮跡であった。昭和37年(1962)に宅地造成に伴う発掘調査により大極殿が発見され、我が国の歴史上極めて重要な都城遺跡であることから昭和39年(1964)に史跡に指定された。これまでの調査で、大極殿、朝堂院、内裏（東宮）等の主要な施設の配置が明らかとなっており、出土した遺構、遺物から、長岡宮の建物が後期難波宮の施設を移建したものであることがほぼ判明している。宮跡一帯は宅地化が進んでいるが、向日市教育委員会による長年の発掘調査成果等に基づき、大極殿院のうち大極殿及び後殿、宝幢遺構、大極殿閣門、朝堂院のうち西第四堂、南門及び南門西脇の翔鸞楼、大極殿院東方の内裏内郭築地回廊、内裏南方の築地塀が順次指定されている。

今回追加指定行うのは、内裏の一角である。天皇の居所である内裏については、延暦8年(789)2月に「西宮」から「東宮」に遷ったことが『続日本紀』にみえており、大極殿院東方の発掘調査で見つかった、159m（537尺）四方の規模の築地回廊で囲まれた内郭と、その外周を長方形の築地で囲む外郭からなる施設が、「東宮」と考えられている。今回、内裏内郭南側築地回廊及び外郭築地にあたる部分を追加指定し、保護の万全を図るものである。

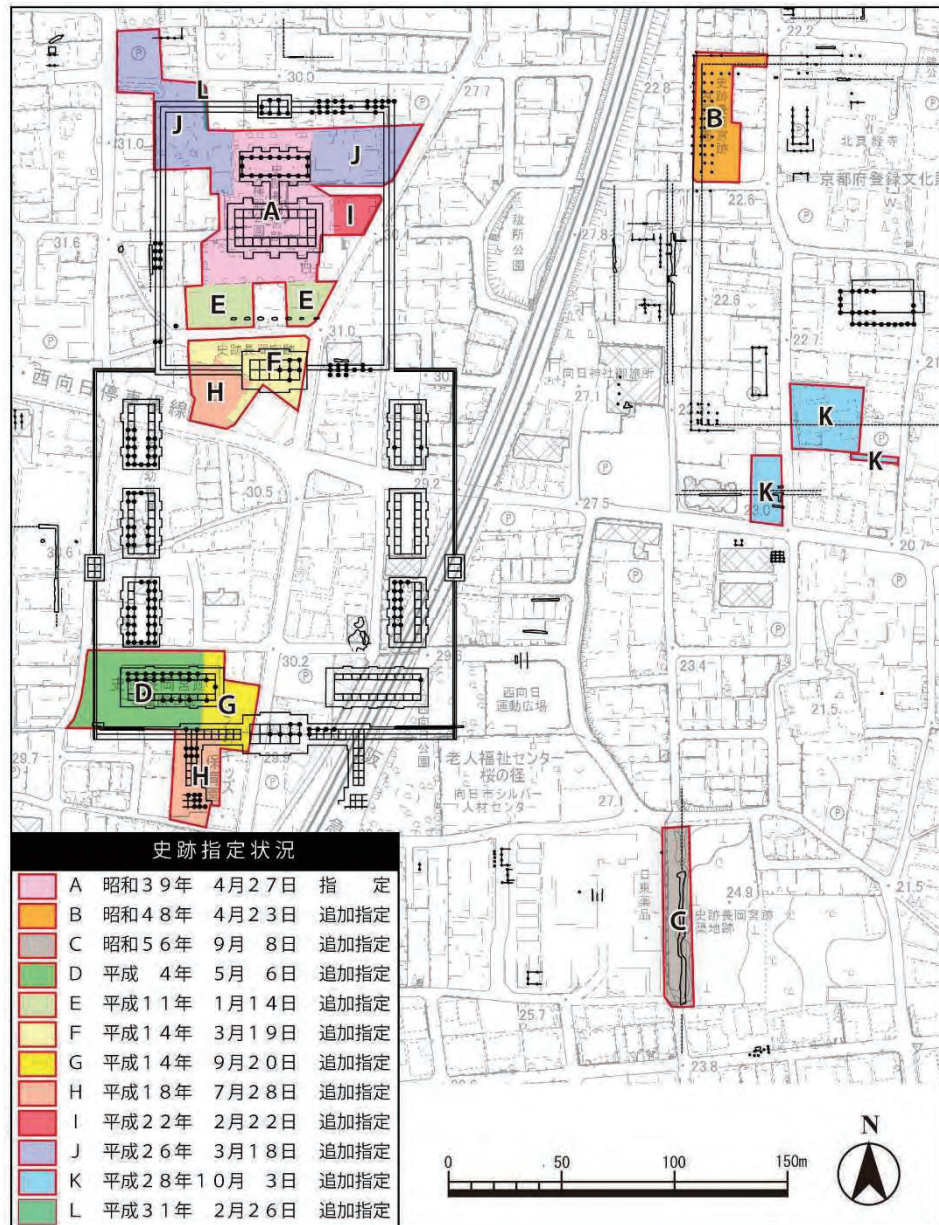
<L大極殿北面回廊地区（平成31年(2019)2月26日追加指定）>

長岡宮跡は、京都盆地の南西部、向日丘陵東斜面の低位段丘に所在する古代の宮殿跡である。延暦3年(784)、桓武天皇が平城京から遷都し、延暦13年(794)平安京に遷都するまでの10年間の宮跡であった。昭和37年(1962)に宅地造成に伴う発掘調査により大極殿が発見され、我が国の歴史上極めて重要な都城遺跡であることから昭和39年(1964)に史跡に指定された。これまでの調査で、大極殿、朝堂院、内裏（東宮）等の主要な施設の配置が明らかとなっており、出土した遺構、遺物から、後期難波宮の建物が移建されたことがほぼ判明している。宮跡一帯は宅地化が進んでいるが、向日市教育委員会による長年の発掘調査成果等に基づき、大極殿院のうち大極殿及び後殿、宝幢遺構、大極殿閣門、朝堂院のうち西第四堂、南門及び南門西脇の翔鸞楼、大極殿院東方の内裏内郭築地回廊、内裏南方の築地塀が順次指定されている。

今回、大極殿院北回廊の一角を追加指定し、保護の万全を図るものである。。

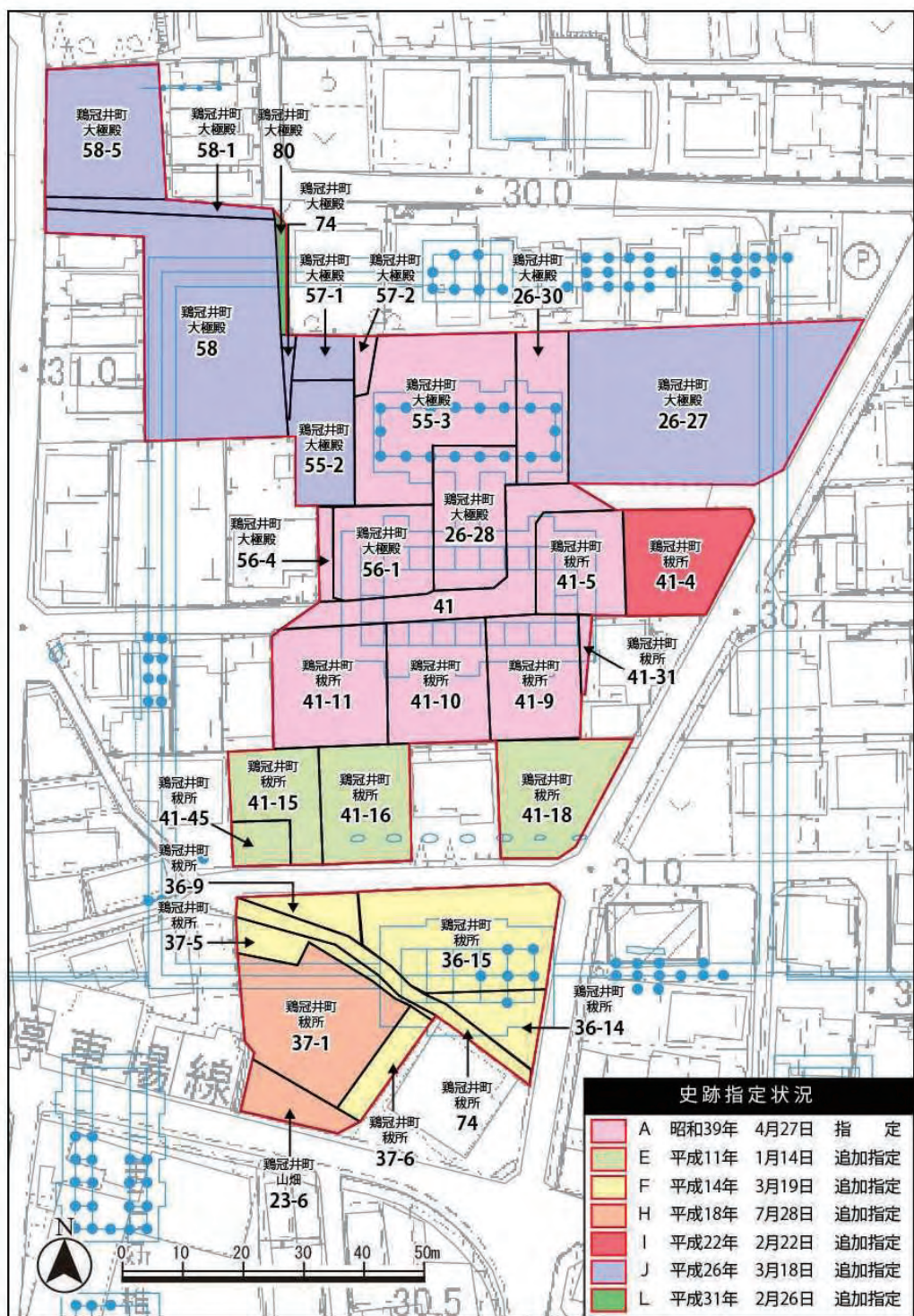
③ 史跡指定範囲

史跡指定地の指定・追加指定日ごとの指定の範囲は以下に示す通りである。

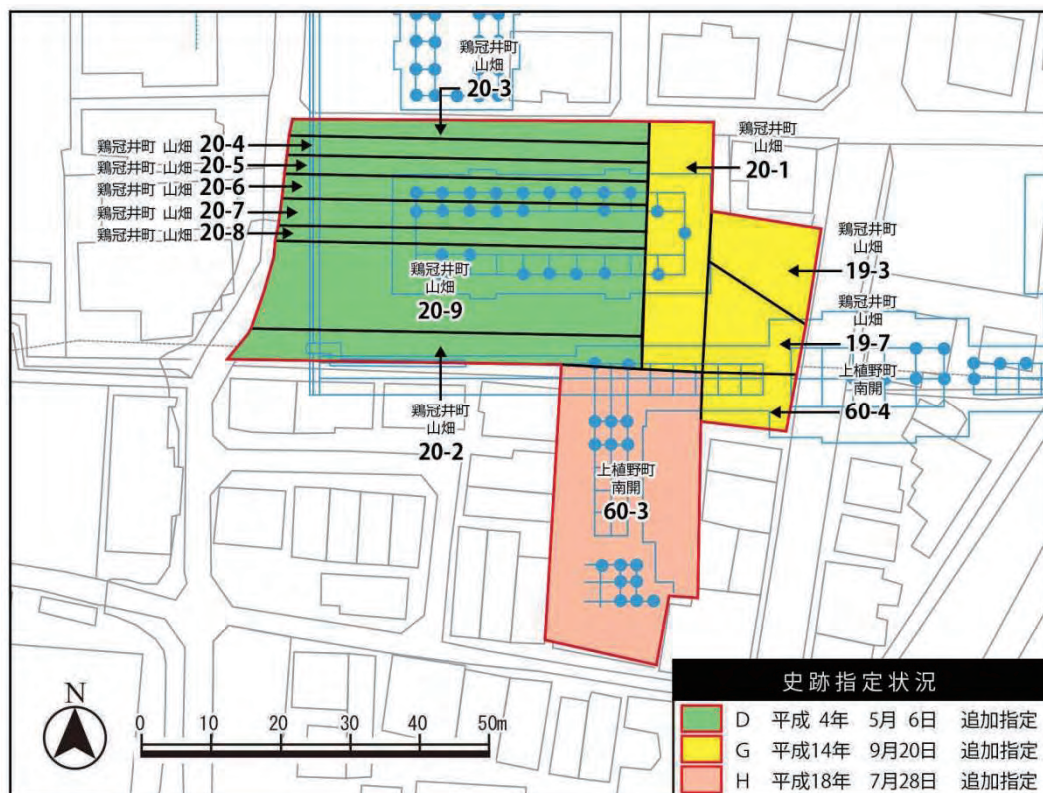


3-1 図 長岡宮跡史跡指定範囲図1（全体図）

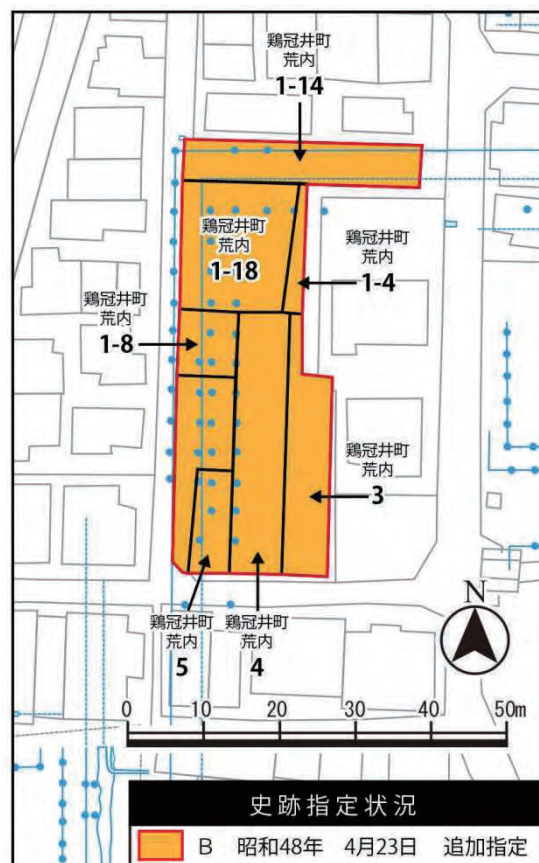
※史跡指定地は、昭和39年(1964)の第1回史跡指定から本市が便宜的に地区名を付けており、指定の順にアルファベットのAから記号を付している。



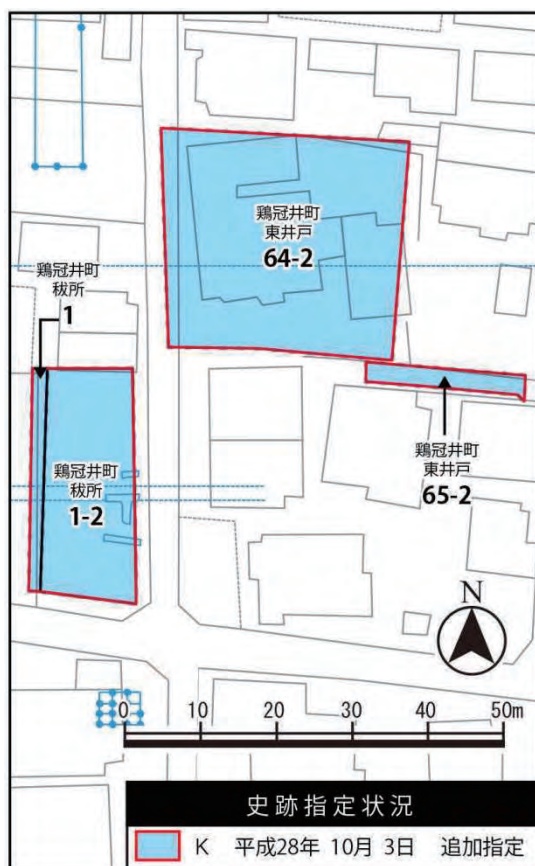
3-2 図 長岡宮跡史跡指定範囲図2（大極殿院・閤門）



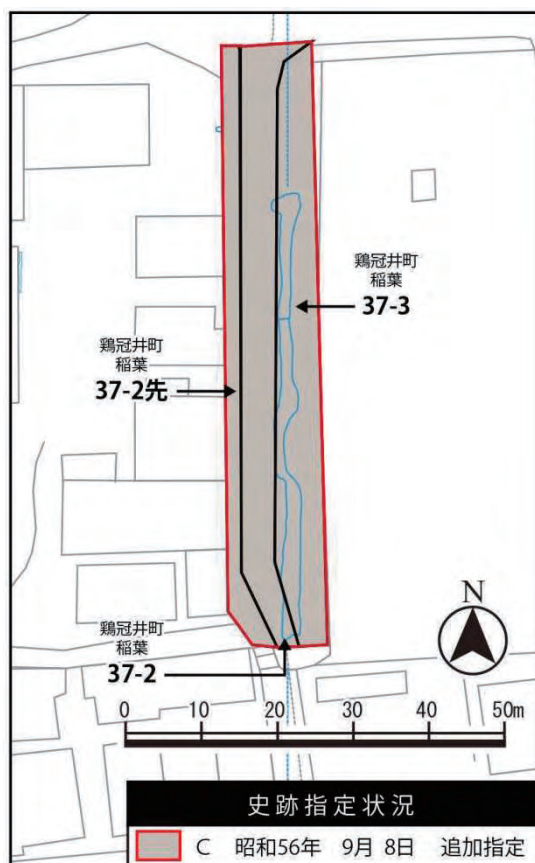
3-3 図 長岡宮跡史跡指定範囲図3（朝堂院・南面回廊）



3-4 図 長岡宮跡史跡指定範囲図4
(内裏内郭築地回廊)



3-5 図 長岡宮跡史跡指定範囲図 5
(内裏内郭築地南面回廊・外郭)



3-6 図 長岡宮跡史跡指定範囲図 6
(築地)

3) 指定に至る調査成果

長岡宮の第1回調査は、昭和29年(1954)暮れから昭和30年(1955)春にかけて実施された朝堂院南門の調査である。以降、今日までに宮域では500回を超える調査が実施されている。

これまで実施された長岡宮跡関連調査で、史跡指定地にかかわる調査により判明した遺構の概要を以下にまとめる。なお、大極殿院や朝堂院、内裏については、史跡外に広がる一連の遺構についても言及している。以下、地区毎に「指定に至る調査結果」、「指定後の概要」を合わせて概説する。

〔大極殿院地区〕

長方形プランの礎石建ち複廊を有する大極殿回廊の東西中軸線上、大極殿院の北寄りに大極殿・小安殿（大極殿後殿）を配置し、広い前庭を有する。

大極殿の背後にある大極殿後殿は、文献では小安殿とあるが、その初見は『日本後紀』大同4年(809)であり、長岡京での名称は不明である（以後、「小安殿（後殿）」と表記する）。

大極殿（宮第8・355次）^(文献註6)、小安殿（後殿）（宮第7・490次）^(文献註7)、登廊（宮第490次）^(文献註8)、閤門（宮第384次）^(文献註9)、北面中門（宮第3次）^(文献註1)、北面回廊（宮第3・158・165次）^(文献註10)、南面回廊（宮第88次）^(文献註11)、東面回廊（宮第9次）^(文献註6)、西面回廊（宮第255次）^(文献註12)の他、大極殿院南西隅で礎石建物根石跡（宮第304次）^(文献註13)、前庭で宝幢遺構（宮第343・430次）^(文献註14)を検出している。

大極殿は、北面回廊中軸の南54.1m（約183尺）、小安殿（後殿）が南27.3m（約92尺）にあり、大極殿院の南北規模（推定390尺）の中心から30尺北の位置に大極殿心を計画配置していたと推定できる。

^{だいごくでん}
大極殿は、凝灰岩切石の壇上積基壇を有する総瓦葺き礎石建物である。宮第8次調査で北面西部、南面、西面が調査されたが、基壇土はすべて消滅しており、外周の石敷き、地覆石痕跡のみが確認されている。また、宮第355次調査で東面を調査している。この成果から、規模は梁間4間（16.5m：55尺）、桁行9間（36.3m：121尺）の四面庇付礎石建物として復元されている。

身舎の柱間寸法は、福山敏男によって梁間14.5尺、桁行13尺（中央のみ15尺）、庇の出は13尺と復元されている。基壇規模は、東西40.3m（天平尺135尺）、南北21.6m（天平尺71.5尺）、基壇の出は9.5尺である。南面の中央と両側柱から1間



3-7 図 大極殿検出状況(南西から)

(京都大学蔵)

内側の位置に階段がある。北面西階段のみ確認されており、小安殿（後殿）との間は登廊（小安殿側で確認）で繋がれていた。北面東階段位置は、宮第 355 次で調査したが痕跡すら確認できなかった。西階段との対応位置で推定復元されている。階段の出は、2.7m（9 尺）である。



3-8 図 小安殿（後殿）検出状況（西から）
（京都大学蔵）

小安殿（しょうあんでん）**大極殿後殿**（こうでん）は、大極殿基壇の北 9 m（30 尺）を基壇南端ラインとする。基壇と根石列、外周の石敷きが検出されている。梁間 2 間（8.5m：28 尺）、桁行 7 間（28.9m：98 尺）の東西棟礎石建物である。

基壇は凝灰岩切石の壇上積で、大極殿同様に総瓦葺きである。基壇高は、根石の検出状況からみて大極殿よりも低かったと推定される。柱間寸法は、梁間・桁行ともに 4.25 m（14 尺）等間である。

基壇は、東西 31.55m（天平尺 106 尺）、南北 15.25m（天平尺 51.5 尺）である。階段は北面に 3 箇所、南面に 2 箇所設けられる。幅 4.25m（14 尺）、出は 0.6m（2 尺）である。

登廊（とうろう）は、大極殿と小安殿（後殿）をつなぐ廊下状の施設で、^{（文献註 8）}宮第 490 次調査で小安殿（後殿）南側から登廊基壇構築土、凝灰岩抜き取り穴、登廊西側の石敷きを確認した。独立した 2 棟の建物をつなぐ廊下は長岡宮で初めて現れる施設である。基壇幅は 6.52m（約 22 尺）を測る。



3-9 図 大極殿登廊検出状況（東から）

北門は、根石と外周の石敷きが検出されている。梁間 2 間（5.92m：約 20 尺）、桁行 3 間（11.7m：39 尺）等間である。基壇は、東西 15.3m（51 尺）、南北約 10.7m（36 尺）である。

閤門（こうもん）は、梁間 2 間、桁行推定 5 間の総柱礎石建物である。東半部の礎石抜き取り跡 7 箇所、地業跡が確認されている。柱間寸法は、4.44m（15 尺）等間である。なお、西半部は、近世後期の攪乱によってすべて失われていた。

^{かいろう}回廊は、心々間で東西 100.4m (339 尺)、南北 117m (395 尺)、回廊外側心々間で東西 105.2m (355 尺)、南北 121.8m (411 尺) の規模を有する。北・南面回廊は門より 11 間（梁間 8 尺、桁行 12 尺等間）で東・西面回廊と接続し、桁行 2.7m (8 尺) となる。東・西面回廊は、梁間 2.4m (8 尺)、桁行 3.5m (約 12 尺) 等間である。

基壇の出は、1.8m (6 尺) である。宮
(文献註 16) (文献註 17)
 第 508・515 次調査で西側北面回廊の礎石据え付け穴と溝状の凝灰岩の抜き取り穴を検出した。凝灰岩抜き取り穴の遺存状況が著しく悪い^{ため}雨落ち溝の有無は確認できていない。



3-10 図 大極殿北面回廊検出状況(西から)

大極殿前庭・^{ほうどう}宝幢には 7 基の宝幢遺構がある(宮第 343・430 次)。うち、東端から 3 基(青龍・朱雀・日像孔)、西端から 2 基(玄武・白虎孔)を検出している。青龍・朱雀・日像孔は、長さ 2.9m、幅 1.15～1.25m、深さ 0.6～0.8m の不整長方形、玄武・白虎孔は、長さ 3.7～4.1m、幅 0.6～1.0m、深さ 1.1m である。各孔の底面には柱痕跡が東西方向に 3 箇所あり、中央が主柱、左右が支柱とみられる。各孔の主柱間は 6.0m (20 尺)、大極殿基壇より南約 100 尺、閤門北側柱の北 60 尺の位置にあたり、計画的に配置されている。宝幢遺構の設置は、宮第 343 次調査の青龍・朱雀・日像孔の埋土状況から 1 度限りで立替がない状況が確認でき、地下孔内に支柱管を常置し、儀式の際に宝幢を差し込んだ可能性が指摘された。一方、玄武・白虎孔を調査した宮第 430 次調査では、複数回の立替の可能性が指摘された。現状では設置方法について複数の解釈を考えざるを得ない。



3-11 図 宝幢検出状況(西から)

^{だいくでんいん}大極殿院の南西隅の宮第 340 次調査では、回廊に接する位置で礎石建物の存在を示す根石を 1 箇所検出している。平安宮大極殿院で復元されている白虎楼相当施設が存在する可能性がある。

以上の大極殿院の諸施設は、出土瓦の圧倒的多数が難波宮式軒瓦で占められること、後期難波宮の主要殿舎の規模とほぼ一致する事実から後期難波宮の資材を移建して造営されたことが明らかになっている。長岡宮において小安殿(後殿)は回廊から切り離され、大極殿前庭を広く確保するなど、大きく改造された。

〔ちょうどういん 朝堂院（だじょうかんいん 太政官院）地区〕

朝堂院（太政官院）は朱雀大路中軸線上にあり、条坊と一体化して造営されている。東西 157.88m（533 尺）、南北 160.466m（542 尺）のほぼ正方形を呈する。北面は複廊、東・西面は築地、南面は回廊と築地で区画する。南門の回廊は、翼廊状に延びたのち南に折れ、南端に二つの楼閣を配置する。朝堂は、東西四堂ずつ配置される八堂形式である。第一堂～第三堂は、南北七間、東西四間の南北棟礎石建物、第四堂は南北四間、東西 10 間の東西棟礎石建物である。



3-12 図 朝堂院西面築地検出状況（南から）

朝堂は、東第一堂（宮第 6・14 次）^{（文献註 6）（文献註 18）}、東第二堂（宮第 224 次）^{（文献註 19）}、東第三堂（宮第 13 次）^{（文献註 20）}、西第一堂（宮第 109 次）^{（文献註 21）}、西第二堂（宮第 11・109 次）^{（文献註 20）}、西第三堂（宮第 10・102 次）^{（文献註 3）（文献註 22）}、西第四堂（宮第 116・437 次）^{（文献註 23）（文献註 24）}が検出されている。東第四堂は東端部が調査されたが後世に削平され検出されていない（宮第 68 次）^{（文献註 25）}。

朝堂は、礎石建ち壇上積基壇、総瓦葺建物である。第一～三堂が桁行両面に一間の廂をもつ切妻形式のもの。柱間寸法は、すべて梁間 3m（10 尺）、桁行 3.9m（13 尺）、廂の出 3m（10 尺）である。西第一堂のみ背面中央の階段を欠く。未確認であるが、東第一堂も背面中央の階段を欠く可能性がある。その他の朝堂は桁柱 1 間ごとに階段が設けられる。基壇の出は第一～第三堂が 7 尺（2.1m）前後である。第四堂は梁間 2 間（10 尺等間）、桁行 10 間（13 尺等間）、南北に底を有する。底の出 3m（10 尺）である。基壇の出は梁間が 2.7m（9 尺）、桁行 3.3 尺（11 尺）であり、他の朝堂と異なる。第四堂は、切妻形式に復元されているが、梁間側の基壇の出が広い。切妻形式とすると、基壇が屋根よりも外に出ることになる。基壇の広さから寄棟形式を想定するのが自然であるが下り棟を支える柱は未検出であり、現状では上屋構造の復元は難しい。

朝堂院南門^{（文献註 26）}（宮第 1・148・437 次）は、北西部で礎石抜き取り跡、地覆石列を検出している。礎石抜き取り跡の検出状況から、低い基壇であったと推定される。規模は、梁間 2 間（15 尺等間）、桁行 5 間（15 尺等間）で閤門と同規模である。

西面中門^{（文献註 3）（文献註 20）}（宮第 10・11 次）は、基壇の地覆石と根石が検出されているが、詳細な情報はない。梁間 2 間、桁行 3 間に復元される。

西面築地、南面回廊^{（文献註 3）（文献註 20）}は北雨落ち溝（宮第 116 次）が確認されている。西面築地は築地本体と基壇は失われていたものの、築地の基壇の掘り込み地業の痕跡が検出されている。築地は基底幅推定 1.5m、基壇は幅 3.5～3.7m である。

南門（平安宮会昌門相当）は、大極殿院南面回廊心より 159m（530 尺）南に位置する。梁間 2 間（8.9m：30 尺）、桁行 5 間（22.25m：75 尺）の東西棟総柱の礎石建物である（宮第 1・409 次）。柱間寸法は、4.45m（15 尺）等間である。南門の左右には 8 間分（朝堂院中軸線から 41.8m）の回廊が延び、南に折れ南端の楼閣とつながる。左右の回廊端には築地がとりつく。南門の左右回廊は、6 間目までが梁間 2.4m（8 尺）、桁行 3.26m（11 尺）等間、南にのびる回廊とのとりつきとなる 7・8 間目が梁間 4.8m（尺）、桁行 2.4m（8 尺）等間である。左右回廊の西端にあたる位置には地覆石が現位置を保ったまま検出され、基壇西端を確定できた（宮第 437 次）。



3-13 図 朝堂院南面回廊検出状況（西から）

南にのびる回廊は、梁間 2.4m（8 尺）、桁行 3.3m（11 尺）等間で南回廊から 6 間分ある。内部に足場穴が確認されている。基壇の両側で地覆石据え付け跡ないし抜き取り跡があり、基壇幅 9.6m（32 尺）に復元される（宮第 443～446 次）。

楼閣建物 SB44404 は、平安宮翔鸞楼に相当する。柱の根固め跡が 8 基検出され、北東部の基壇形態、基礎構造等から凸形に復元される。楼閣建物は、南方にある開析谷を整地しながら柱位置の根固めを行う特殊な地業を施している。南北 5 間、東西 5 間の総柱構造礎石建物である。柱間寸法は、北から 8 尺、10 尺、8 尺、10 尺、8 尺、東から 8 尺、8 尺、10 尺、8 尺、8 尺に復元されている。また基壇北東部から多量の平・丸瓦が出土している。

朝堂院（太政官院）の諸施設は、大極殿院と同様に後期難波宮からの資材を再利用し建設されたと推定されている。圧倒的多数の難波宮式軒瓦の出土、後期難波宮の朝堂院構造との一致がこの点を証左する。しかし、資材を再利用したのみで、後期難波宮の殿舎形式をそのまま引き継いだものではなかった。

朝堂院南面は回廊を南に延長し、左右に楼閣を設ける「門闕」構造を創出し、独自の宮殿様式を採った。この建築意匠は唐長安城大明宮含元殿ないし承天門にルーツをもち、古代日本で初めて導入された施設である。

これが平安宮応天門に引き継がれたことが明確になった。



3-14 図 楼閣検出状況（北から）

だいりないかくつじかいろ

〔内裏内郭築地回廊地区〕

指定地は、内裏の内郭北西隅部にあたる。

長岡宮の内裏は、遷都当初は大極殿の北側ないし西方に設けられ（西宮：第一次内裏）、延暦8年(789)2月に東側に移建された（第二次内裏：東宮）と考えられている。史跡指定地はこの第二次内裏の一角にあたる。内裏は大極殿院の東側にあって、大極殿院・朝堂院のある段丘を一段下がった地点に、159m四方の築地回廊で囲まれた内裏（内郭）がある。内裏をめぐる築地回廊の内部の調査（史跡外）では、正殿（平安宮の紫宸殿に相当）をはじめとする檜皮もしくは板葺の掘立柱建物群、掘立柱塀などが検出されている。正殿は内郭の中央南寄りにあり、身屋の規模が桁行9間、梁間3間、四面廂付きである。正殿の南には東脇殿、北半には平安宮の登華殿、弘徽殿、淑景舎相当施設など、平安宮内裏図に示された殿舎を確認しており、平安宮内裏の原型が長岡宮にあることが明らかになっている。

これら内郭は、10尺（1尺：29.6cm）を割り付け基準として殿舎を配置していた。

なお、平安宮には内郭を囲む外郭があるが、長岡宮に外郭があったか否かは確定していない。

指定地の遺構は昭和41年(1966)に検出されたもので、本遺構の確認を契機に本格的な内裏の調査が始まった。築地回廊北西部の遺構は、朝堂院の東方200mの位置から中央に土塀を設け、両側に廊下を通すという特異な構造の施設であり築地回廊と呼んでいる。なお、検出遺構をもとに柱跡表示等の遺構整備がなされている。

〔築地地区〕

昭和54年(1979)、市道39号線の拡張工事の立会調査において瓦及び集積された凝灰岩が出土し、また調査地が土塁状に上端幅1.8m、高さ1.5mほどあることが判明したことから、長岡京時代の遺構の存在が推測され、断続的に調査が行われた（宮第100次）^(文献註30)。

検出された遺構は、築地本体（SA8902）、築地の基底部を構成する土塁（SA8901）、土塁の西側にある濠状の遺構SD8903、築地の雨落ち溝SD1001、築地構築の添柱列SA1002E・W、暗渠等である。築地遺構は、基底幅2.1m（7尺）、現存最大高1.2m、現存長63.0mを測る。築地に両側には基底部ぎりぎりまで瓦が大量に堆積しており屋根で葺かれていたことがわかる。築地の位置は大極殿の中軸から東は180.35m（601尺）、内裏西面築地回廊心から7.8m西に位置し、ほぼこれら宮の中軸遺構に軸線を揃えた遺構であることを示している。

長岡宮の自然地形の基本形態は、北と西が高く、南と東が低い地形であるが、この段差を解消しようとして東側平面の端に築かれたのが土塁SA8902である。この土塁は基本的に5種類の土で版築されているが、第1調査区と第2調査区では版築の様相が異なり、また第2調査区にのみ、土塁の肩を保護するためと考えられる平瓦片を並べた施設が存在するなど、構築時に時間的ずれがあったか、作業班の区分があったことが推測される。

築地本体の版築においては、必ず南北6.0m毎に途切れ、かつ0.3m毎に上下にも明瞭な層の変化がみられる。堰板で囲われた区画（作業単位）は全部で8単位あり、第1～5単位までは比較的礫の多い土、第7・8単位はあまり礫を含まない土で細かく版築されている。第6単位は丁度後世に横倒しになった部分であるが、版築の切れ目であったために倒壊しやすかったのであろう。

屋根の構造を知る術は無いが、調査では東側に雨落ち溝の痕跡かと思われる溝が検出された。築地基底部東端より溝心まで0.85mで、これによって屋根の出を基底部より約3尺（0.85m）、末径より4.3尺（1.3m）に復元出来る。軒平瓦に数点朱が付着したものがあることから、柱に朱が塗られていたことが推測できる。また軒下には凝灰岩（縦0.6m、横0.4m、厚0.2m）が敷き詰められていたらしく、西側部分には、完形の凝灰岩切石が3個残されていた。

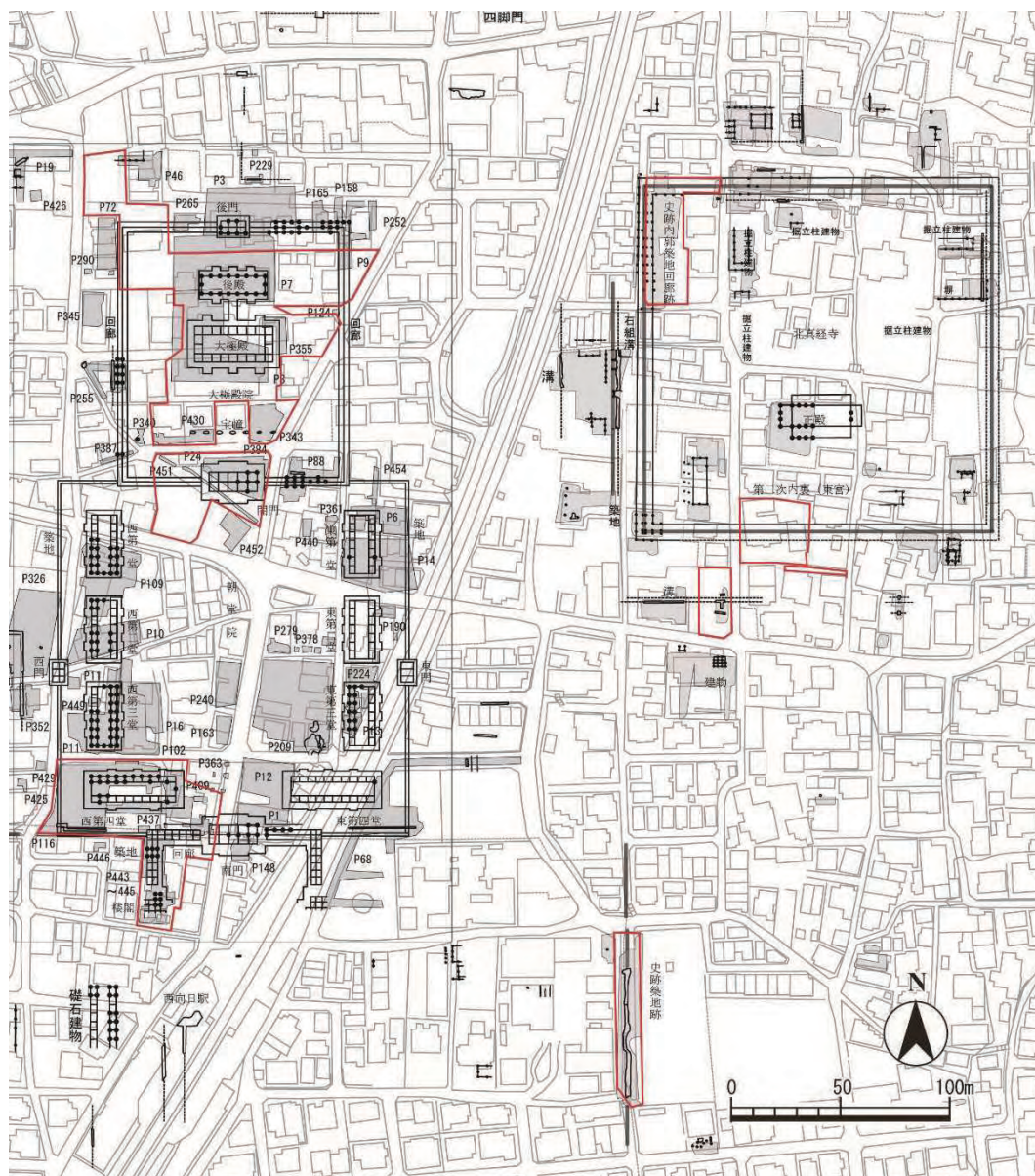
第2次内裏西面内郭築地回廊と、本地区の築地とは一直線に南北に並ぶ。また出土軒瓦の型式別出土傾向も極めてよく似ている。第2次内裏と築地とは同一時期の設計、施工であった可能性があり、内裏と密接な関係を有する建物がこの地に予測される。このことや、築地の確認された位置や、昭和初年の阪急電鉄の線路敷用の土砂の採集によって削られるまで調査地の北部にも築地と似たものが延びていたという土地の古老の話などから、一辺160m前後の規模を持ち、中央に門を有する構造の官衙があったものと推測できる。



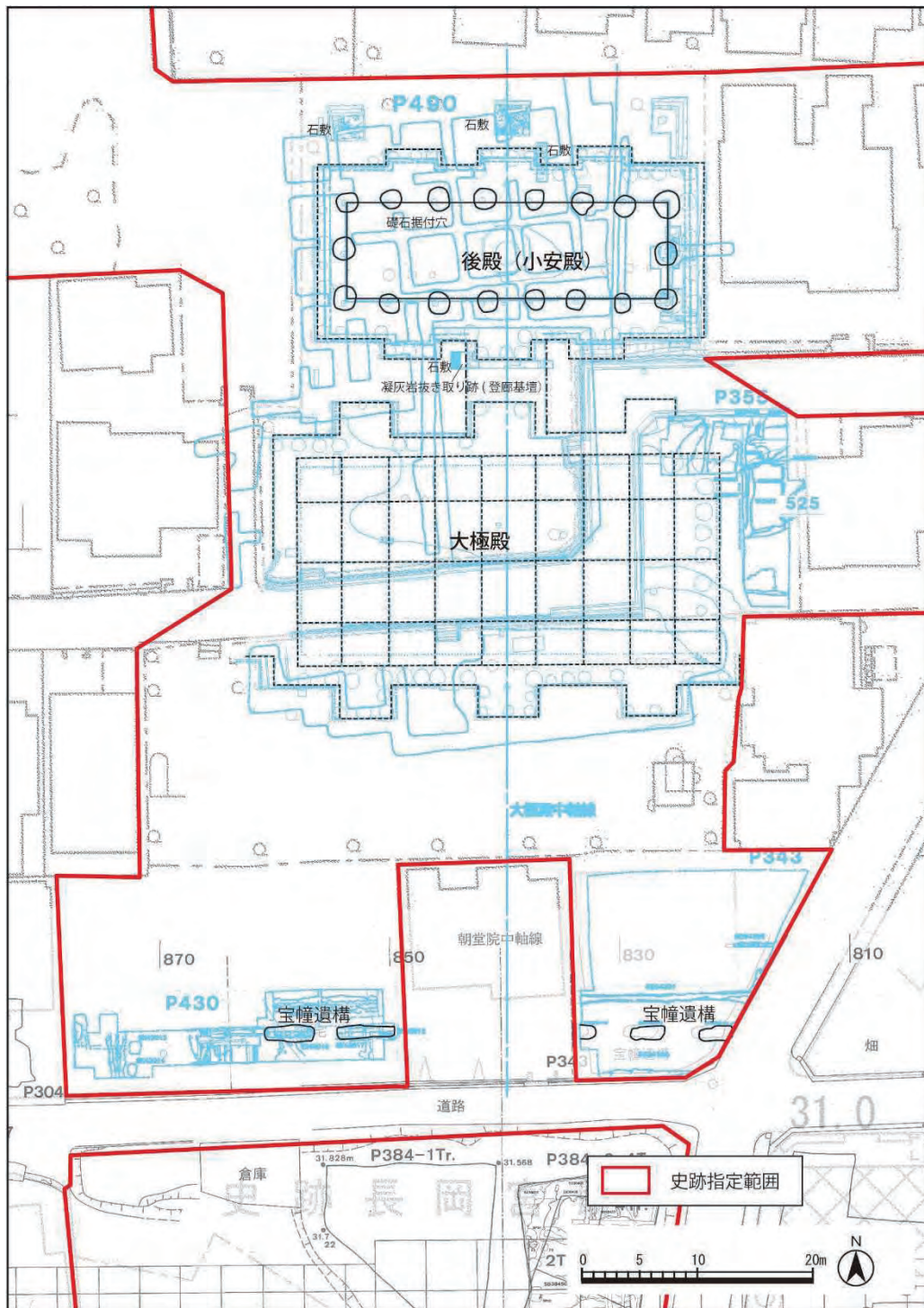
3-15 図 築地検出状況（北から）



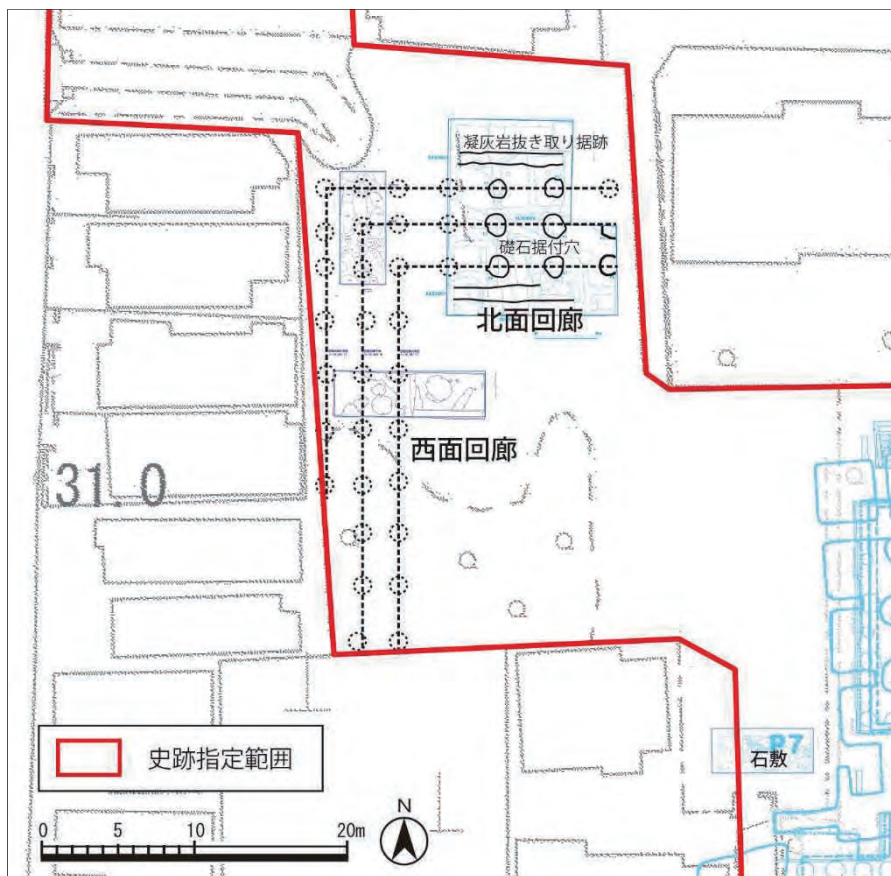
3-16 図 完成まじかの築地（早川和子 作）



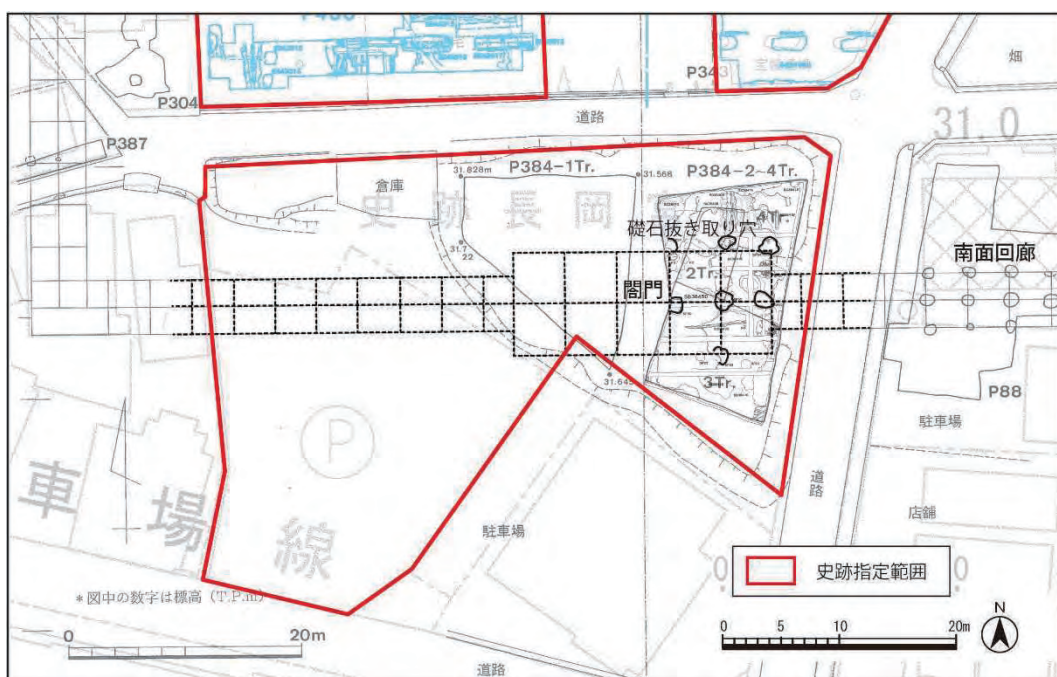
3-17 図 史跡長岡宮跡の調査と遺構分布状況図



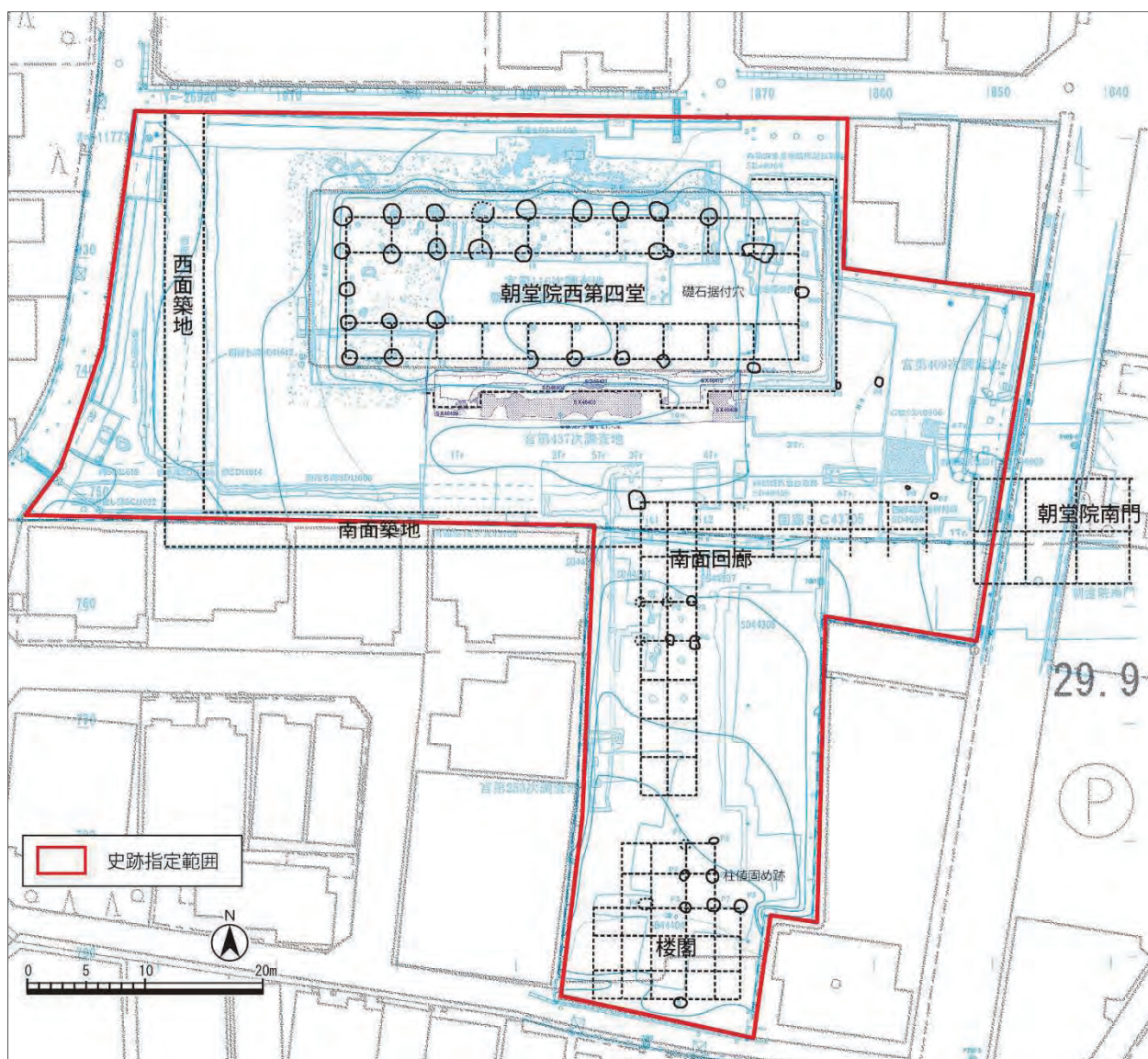
3-18 図 大極殿院（大極殿・小安殿（後殿））の調査と遺構分布状況図



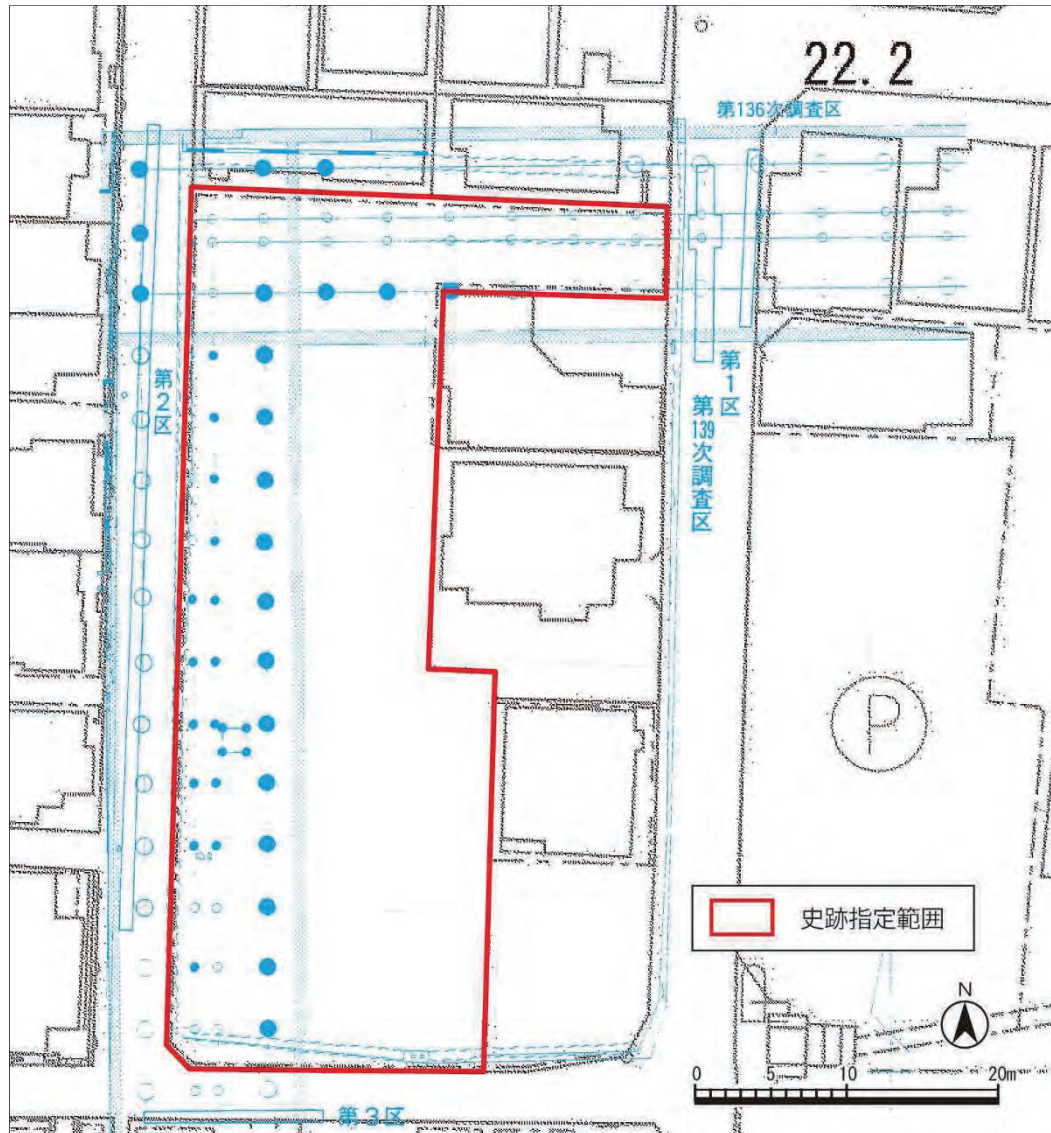
3-19 図 大極殿院（西・北面回廊）の調査と遺構分布状況図



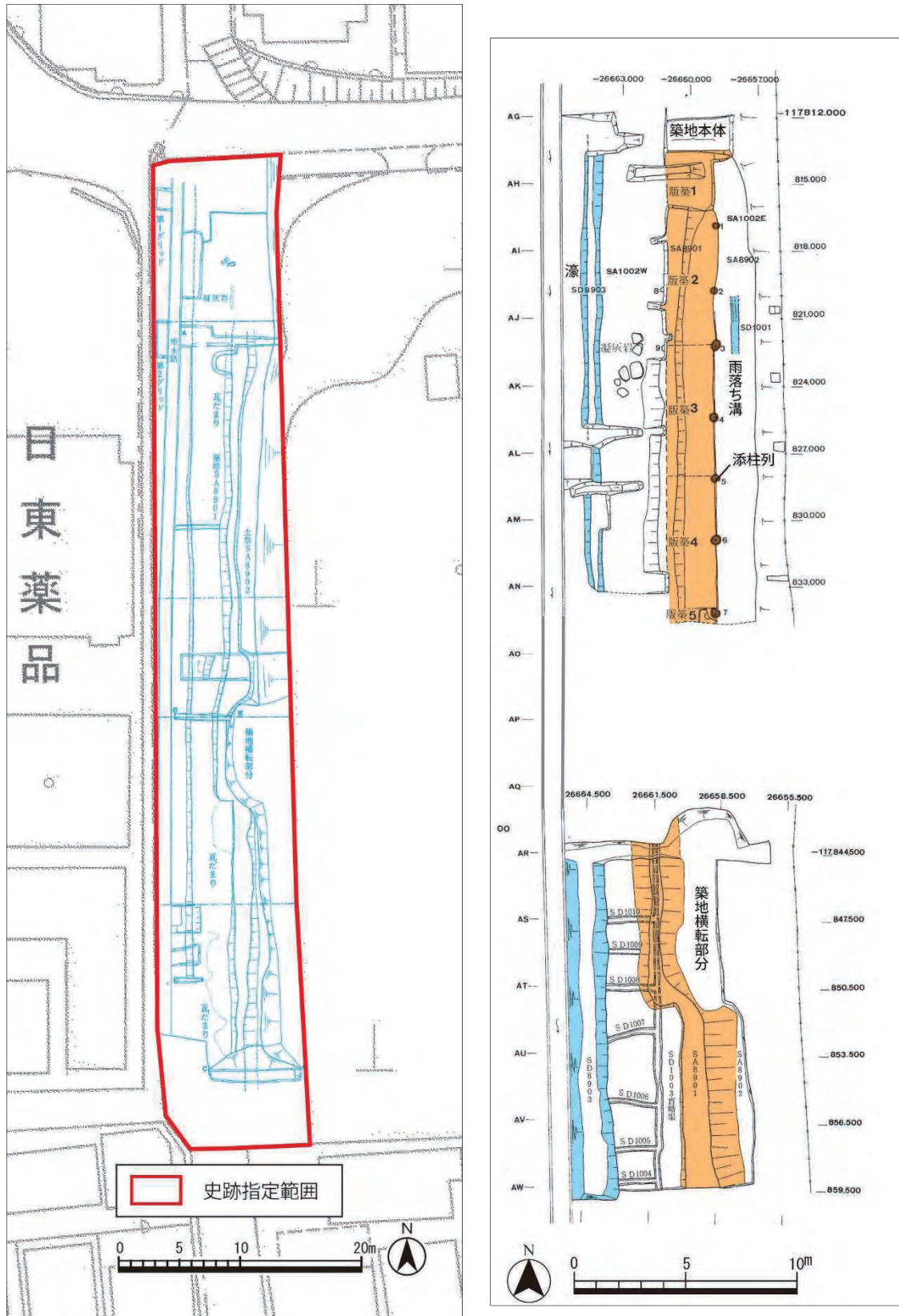
3-20 図 大極殿院（閤門）の調査と遺構分布状況図



3-21 図 朝堂院西第四堂・南面回廊・楼閣の調査と遺構分布状況図



3-22 図 内裏内郭築地回廊の調査と遺構分布状況図



3-23 図 築地の調査と遺構分布状況図（右図は拡大図）

4) 史跡指定地周辺の主な遺構

これまでの調査で、史跡指定されている大極殿院・朝堂院・内裏といった長岡宮中枢施設以外に、これらに関連する施設等の重要施設が周辺で確認されている。以下発掘調査で明らかになった長岡宮の重要遺構の概略を述べる。

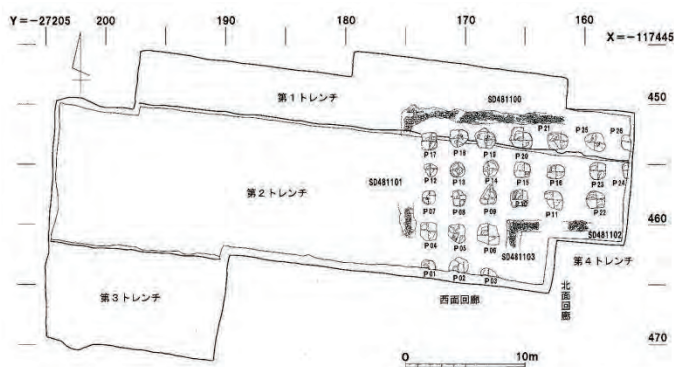
〔第一次内裏（西宮）〕

内裏は長岡京時代には2度の移転が行われており、3箇所には造営されていた。史跡指定されている内裏（第二次内裏）は、文献史料にある延暦8年(789)に2月に「西宮」より遷御した「東宮」にあたる内裏である。さらに延暦12年(793)正月に、宮を解体するために「東院」へ遷御した。

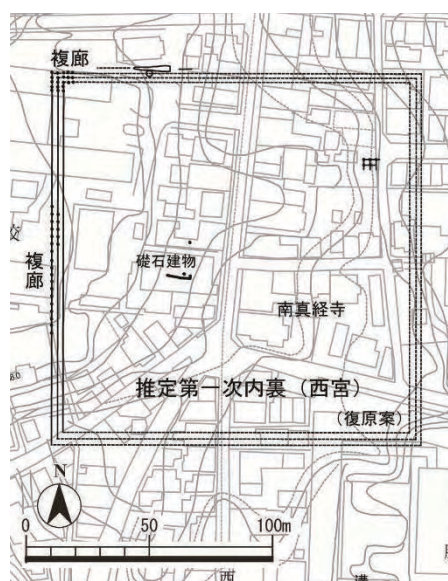
第一次内裏（西宮（第一次内裏）推定地）は、これまで大極殿の北側と、大極殿を挟んで東宮（第二次内裏）と対称の西側の2箇所に比定されてきたが、北側については大きな開析谷があることや明確な遺構も確認されていないことなどから、西側が有力とみられている。この西側の推定地からは平成22(2010)年度の宮第481次調査において、掘立柱の回廊の北西隅部が検出された。回廊は柱間10尺の複廊で、東へ折れ曲がっている。宮第65次調査で確認された西面回廊の門から南北の規模を推定すると回廊心々間距離は145.2mとなる。回廊は第二次内裏でなく、大極殿の中軸とほぼ同じで、柱間10尺の掘立柱回廊は後期難波宮内裏など内裏関連施設のみでみられるもので、大極殿・朝堂院と同じく後期難波宮の資材を用いて建造された施設と推定されている。しかし、回廊内部（内郭）についてはその構造等是不明であり、西宮と確定するに至っていない。



3-24 図 第一次内裏回廊検出状況（東から）



3-25 図 第一次内裏回廊遺構実測図



3-26 図 第一次内裏推定範囲図

5) その他官衙・離宮等遺構

<朝堂院北西官衙・政庁（向日市向日町北山）>

大極殿の北西 350mの地点に位置する。東西 69.4m、南北 77.0mの方形区画を築地で囲み、内部に礎石建物を「コ」字形に配置する典型的な省クラスの政庁である。

官衙区画の北寄り中央に正殿、東寄りに脇殿1棟、南西隅に掘立柱建物1棟がある。政庁の西側に厨房（台所）と考えられる建物群がある。建物配置からみて、西側にも脇殿があると推定される。正殿は、東西棟の二面庇付礎石建物である。梁間2間（6.0m）、桁行5間（15m）である。脇殿は、東脇殿のみ確認している。少なくとも梁間2間（6.0m）、桁行5間（15m）ある。正門は未確認であるが、建物配置からみて南に設けられたと推定される。長岡宮で初めて政庁が確定した事例である。



3-27 図 政庁正殿と脇殿検出状況
(東から)

<大蔵（向日市寺戸町辰巳）>

大蔵は、中央政府の財物を収めておく大蔵省所管の倉庫である。大極殿の北北西 600mの北辺官衙南部（向日市寺戸町辰巳）で確認された遺構群をこれに推定している。

築地で囲まれた総柱礎石建物（倉庫）、石組み溝、池で構成される。「倉は、高燥地に置き、側に池と溝を配置する」と規定する『倉庫令』の記載に一致すること、都城では伝統的に大蔵を宮域の北側に配置することから、大蔵と推定している。なお、大蔵推定地の南側官衙区画から、「主計」、「主税」と記す墨書土器が出土している。

民部省所属の下級官司で、中央財政の収支を計算する主計寮、倉の出納を行う主税寮に係るものと考えられる。



3-28 図 長岡宮大蔵石組み溝
検出状況（東から）

<「北苑」（向日市寺戸町初田）>

「北苑」は長岡宮の北隣接地にある天皇の菜園、遊宴空間である。広い空間を占めると考えられるが、範囲は確定できていない。

発見の端緒は大極殿の北方 1.1km の地点で行われた発掘調査で、120m四方の方形地割を築地で囲み、内部を池、大形掘立建物と広場で構成する特殊な遺構が確認された。唐長安城には、都城の北側に禁苑と呼ばれる広大な皇帝の遊宴空間があり、これとの対

比から同様の苑地があったと推定した。史料にはこれを表す言葉が無いので、「北苑」と呼称している。

また、大極殿の北西 1.6km の物集女車塚古墳北隣接地で長岡京期の**単廊遺構**が確認されており、古墳の高まりを利用した特殊な施設があったことがわかった。



3-29 図 北苑を画する築地検出状況

(南から)

<春宮・春宮坊（向日市鶏冠井町東井戸・上植野町南開）>

皇太子の御在所が春宮、皇太子の生活を掌る役所が春宮坊（とうぐうぼう）である。

長岡京の時代、桓武天皇には、2人の皇太子がいた。^{さわら}早良親王、^{あて}安殿親王である。早良親王は藤原種継暗殺事件に連座して失脚し、延暦4年(784)10月に早良親王が亡くなった後、安殿親王（後の平城天皇）が皇太子になった。

早良皇太子の春宮の場所ははっきりしていないが、第二次内裏南方（向日市上植野町南開）で「春宮」と記す**墨書土器**が出土し、この付近に所在地をあてる見解もあるが確定していない。

安殿親王については、**春宮坊関連資料**が第二次内裏北東（鶏冠井町北井戸）で確認されている。発掘調査では、宮域の東を画する東一坊大路西側溝が確認され、大量の木簡、墨書土器、食器の他、宝物類に使われた琥珀、鼈甲、象牙、鋳物類が出土した。木簡の年代、「春宮坊」木簡等から、安殿親王の春宮坊に関わる資料と判明した。宝物を保管する**主蔵監**、木工、土工、金属器の製造・修理に関わる**主工署**の存在が考古学的に明らかになった。

<東院（向日市森本町戊亥、京都市南区久世殿城町）>

左京北一条二坊二・三町にあたる向日市森本町と京都市南区に跨がった範囲で確認された。内部構造は、正殿、後殿を中心に

左右対称の「コ」字形配置をとる。正殿の南方には広場があり、脇殿によって区画されて内郭をつくる。正殿は、東宮の正殿に匹敵するもので、平安宮紫宸殿に引き継がれる構造をもつ。同様に後殿も平安宮仁寿殿に継承された。広場は、儀式、饗宴の場となった。内郭の西方には、礎石建物、大形掘立柱建物、長岡京最大



3-30 図 長岡京東院正殿・後殿・西脇殿検出状況

の井戸が確認されており、平安宮内裏の「蔵人所町屋」、「進物所」などに相当する、天皇に近侍する関連諸機関が配置されていた。

注目すべきは、南西隅の水路から発見された「東院」銘墨書土器、「東院内候所」木簡などの文字資料で、当地が「東院」であることを示しただけでなく、東院内部の機構について多くの情報を得ることができた。また、井戸から出土した多量の軒瓦は、長岡京後半期の軒瓦の基準資料となっている。



3-31 図 長岡京東院出土墨書土器

6) 指定地の状況

① 所有関係

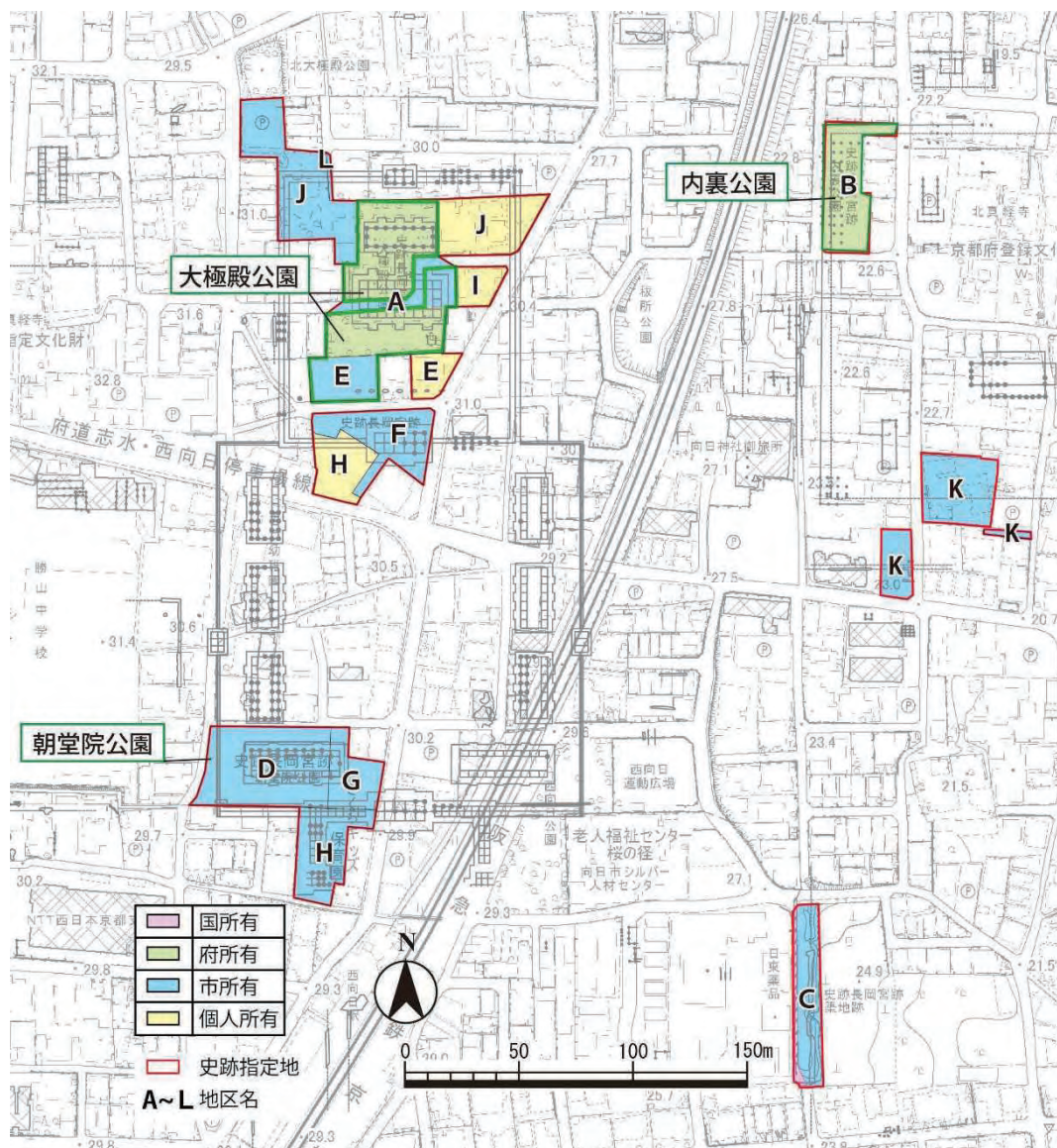
史跡指定地は昭和39年(1964)の第1回史跡指定(指定地区名A地区)から平成28年(2016)の追加指定(指定地区名K地区)までの11地区が指定されている。これら指定地は基本的に条件が整った箇所から公有化を進めており、現在指定地15,714.52㎡のうち約85%の公有化が完了している(表3-1及び3-32図参照)。史跡は国有地、府有地、市有地、私有地からなり、このうち国有地はB築地地区の国有水路(現在は暗渠)、府有地は昭和39(1964)年度・41(1966)年度の初期整備地であるA大極殿・小安殿地区、B内裏内郭築地回廊地区である。

表3-1 史跡指定地の土地所有状況

地	地区名	指 定 年月日	所在地	国有地	府有地	市有地	私有地	計
A	大極殿・小 安殿	S39. 04. 27	鶏冠井町 大極殿		2, 510. 61	557. 22		3, 067. 83
B	内裏内郭築 地回廊	S48. 04. 23	鶏冠井町 荒内		1, 165. 98			1, 165. 98
C	築地	S56. 09. 08	鶏冠井町 稲葉	323. 96		633. 70		957. 66
D	朝堂院西第 四堂	H04. 05. 06	鶏冠井町 山畑			1, 867. 86		1, 867. 86
E	大極殿宝幢	H11. 01. 14	鶏冠井町 萩所			577. 74	328. 95	906. 69
F	大極殿閤門	H14. 03. 19	鶏冠井町 萩所			769. 84		769. 84
G	朝堂院西第 四堂・南門	H14. 09. 20	鶏冠井町 山畑			662. 18		662. 18
H	大極殿閤門 前庭	H18. 07. 28	鶏冠井町 萩所			291. 53	462. 79	754. 32
	鶏冠井町 山畑					110. 00	110. 00	
	朝堂院南面 回廊		上植野町 南開			922. 34		922. 34
I	大極殿東面 回廊	H22. 02. 22	鶏冠井町 萩所				324. 03	324. 03
J	大極殿西・ 北面回廊	H26. 03. 18	鶏冠井町 大極殿			1, 684. 81	1, 082. 18	2, 766. 99
K	内裏内郭築 地 南 面 回 廊・外郭	H28. 10. 03	鶏冠井町 東井戸 萩所			1, 410. 73		1, 410. 73
L	大極殿北面 回廊	H31. 02. 26	鶏冠井町 大極殿			28. 07		
計				323. 96	3, 676. 59	9, 406. 02	2, 307. 95	15, 714. 52

注1 地区のアルファベットは、指定順を表し、別添の史跡指定地図等内のアルファベットと合致する。

注2 国有地は、旧里道で本市の管理地。 注3 私有地は、すべて個人所有地。



3-32 図 土地所有状況図

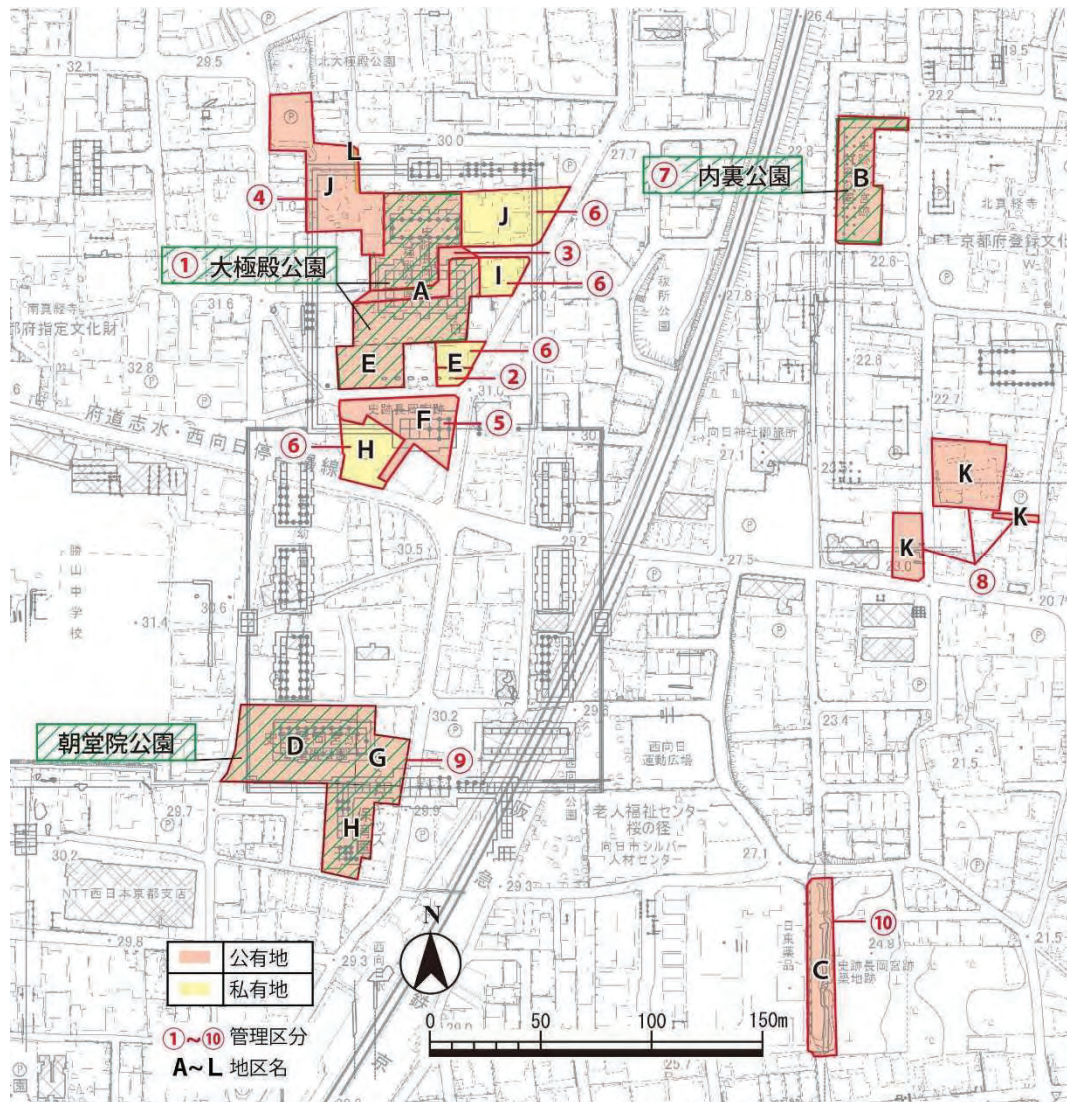
② 管理・土地利用状況

史跡長岡宮跡の管理団体には昭和49年(1974)に向日市が指定されている。実際の管理は公有化の状況や整備状況によって異なるため、以下に史跡指定地の地区（A～L地区：指定・追加指定年度別）を遺構のまとまりや、管理状況（土地利用・整備状況）等に応じてまとめると以下のようになる（表3-2及び3-33図参照）。

表3-2 史跡指定地の管理状況

遺構の内容等		地区	土地の状況	※番号	管理状況
大極殿院・閣門	大極殿・小安殿（後殿）、大極殿前庭・宝幢	A E	公有地：史跡整備地	①	「大極殿公園」（都市公園）として、向日市建設部公園交通課が維持管理。Aの京都府所有部分は、向日市に管理を委託、以後5年毎に無償賃貸借契約を更新。
	大極殿前庭・宝幢	E	私有地：史跡仮整備地	②	民有地の一部に、遺構表示（仮整備）した部分。向日市教育委員会が草刈り等維持管理を担当。
	大極殿	A	公有地：道路	③	市道。向日市建設部道路整備課が維持管理。道路面に遺構表示。
	西・北面回廊	J L	公有地：史跡整備地	④	「大極殿公園」と接続し一体的に整備。回廊の一部を立体復元。
	閣門及び南面回廊	F	公有地	⑤	整備予定地（現在は空地）。向日市教育委員会が土地の管理。
	大極殿前庭・宝幢、閣門及び南面回廊、東面回廊	E J I	私有地：一部は仮整備	⑥	（宅地（駐車場含む）として利用）各土地所有者等が管理。
内裏・外郭	内裏内郭築地西・北面回廊	B	公有地：史跡整備地	⑦	「内裏公園」（都市公園）として、向日市建設部公園交通課が維持管理。土地所有者の京都府（向日市に管理委託）とは5年毎に無償賃貸借契約を更新。
	内裏内郭築地南面回廊・外郭	K	公有地：令和元年度整備予定	⑧	宅地（農家住宅建物・庭・果樹園・道等）。向日市教育委員会が管理。
朝堂院・南門	朝堂院西第四堂、南門、南面回廊、楼閣建物	D G H	公有地：史跡整備地	⑨	「朝堂院公園」として、向日市教育委員会が維持管理。
築地	築地	C		⑩	文化財用地として向日市教育委員会が維持管理。

※○番号は次図中の番号に対応



3-33 図 管理状況図

※○番号は表 3-2、3-33 図に対応

①大極殿公園として公開活用・大極殿遺構表示	①大極殿公園・小安殿（後殿）遺構表示
①大極殿公園・宝幢遺構立体表示	①大極殿公園で行われている大極殿祭
②民有地における宝幢遺構表示（仮整備）	③市道（大極殿遺構部分）
④大極殿公園 回廊遺構表示・一部立体表示	⑤大極殿院閤門公有地

3-34 図 ①～⑤の状況写真

※○番号は表 3-2、3-33 図に対応

	
⑥民有地・駐車場（大極殿院閤門・南面回廊）	⑥民有地・宅地（大極殿院）
	
⑦内裏公園として公開活用・回廊遺構表示	⑧宅地（内裏回廊等）平成 28 年度公有化
	
⑧樹林地（内裏外郭）平成 28 年度公有化	⑨朝堂院公園として公開活用・遺構表示・案内所
	
⑨朝堂院公園・楼閣柱跡立体表示	⑩築地（公園）として公開活用・遺構表示等

3-35 図 ⑥～⑩の状況写真

③ 公有化の経緯

史跡指定地は、当初は京都府が土地の公有化を行っていた（表 3-3A地区、B地区）が、昭和49年(1974)に向日市が史跡の管理団体として指定され、以後は向日市が公有化を実施している。なお、基本的には史跡指定地は、同意を得られた可能な箇所から順次公有化を行っている。

各地番の塗りの色は 3-32 図の
所有の色分けに対応

表 3-3 公有化の経過

地 区	所 在 地	小 字	地番	計	公有化の経過
A	大極殿・小安殿地区	向日市鶏冠井町	大 極 殿 26-28	263.73	府有地(昭和41年度買上)
			大 極 殿 26-30	215.14	府有地(昭和37年度買上)
			大 極 殿 55-3	700.00	府有地(昭和37年度買上)
			大 極 殿 56-1	211.00	府有地(昭和37年度買上)
			大 極 殿 56-4	36.00	府有地(昭和37年度買上)
			大 極 殿 57-2	29.00	府有地(昭和37年度買上)
		向日市鶏冠井町	祓 所 41-5	242.03	平成7年度買上、市道面積含まず
			祓 所 41-9	298.57	府有地(昭和37年度買上)
			祓 所 41-10	330.57	府有地(昭和37年度買上)
			祓 所 41-11	413.38	府有地(昭和37年度買上)
			祓 所 41-31	13.22	府有地(昭和37年度買上)
			祓 所 41	315.19	市有地(道路敷H26測量)
		小 計		3,067.83	
B	内裏内郭築地回廊地区	向日市鶏冠井町	荒 内 1-4	31.67	府有地(昭和43年度買上)
			荒 内 1-8	141.14	府有地(昭和43年度買上)
			荒 内 1-14	197.09	府有地(昭和42年度買上)
			荒 内 1-18	250.24	府有地(昭和43年度買上)
			荒 内 3	204.00	府有地(昭和43年度買上)
			荒 内 4	224.79	府有地(昭和43年度買上)
			荒 内 5	72.72	府有地(昭和43年度買上)
				44.33	府有地(昭和43年度買上)
		小 計		1,165.98	
C	築地地区	向日市鶏冠井町	稲 葉 37-2	221.69	37-2の内面積(道路用地として買上)
			稲 葉 37-3	412.01	37-1から分筆
			稲 葉 37-2先	323.96	国有地、37-2に西接する国有水路
		小 計		957.66	指定申請は957.675㎡
D	朝堂院西第四堂地区	向日市鶏冠井町	山 畑 20-2	234.98	平成12年度買上
			山 畑 20-3	105.27	平成5年度買上、20-2より分筆
			山 畑 20-4	141.85	平成6年度買上、20-2より分筆
			山 畑 20-5	146.86	平成7年度買上、20-2より分筆
			山 畑 20-6	187.99	平成8年度買上、20-2より分筆
			山 畑 20-7	206.62	平成9年度買上、20-2より分筆
			山 畑 20-8	130.00	平成10年度買上、20-2より分筆
			山 畑 20-9	714.29	平成11年度買上、20-2より分筆
		小 計		1,867.86	

地 区		所 在 地	小 字	地番	計	公有化の経過
E	大極殿宝幢地区	向日市鶏冠井町	秣 所	41-15	217.84	平成11年度買上
			秣 所	41-16	293.05	平成14年度買上
			秣 所	41-18	328.95	私有地
			秣 所	41-45	66.85	平成10年度買上、41-15より分筆
			小 計		906.69	
F	長岡宮跡閤門地区	向日市鶏冠井町	秣 所	36-15	530.66	平成15年度買上 36-9より分筆
			秣 所	36-9	99.18	平成16年度買上
			秣 所	36-14	140.00	平成14年度買上 36-9より分筆
			小 計		769.84	
G	朝堂院西第四堂・南門地区	向日市鶏冠井町	山 畑	19-3	169.47	平成15年度買上
			山 畑	20-1	330.57	平成15年度買上
			山 畑	19-7	162.14	平成14年度買上 19-3より分筆
			小 計		662.18	
H ₁	大極殿閤門前庭地区	向日市鶏冠井町	秣 所	37-1	462.79	私有地
			秣 所	37-5	92.19	平成18年度買上、秣所37-1より分筆
			秣 所	37-6	87.34	平成19年度買上、秣所37-1より分筆
			秣 所	73	0.00	秣所37-1に合筆
			秣 所	74	112.00	(国有里道を市有地に移管替え)
			山 畑	23-6	110.00	私有地
H ₂	朝堂院南南面回廊地区	向日市上植野町	南 開	60-3	820.52	平成18年度買上
			南 開	60-4	101.82	平成18年度買上
			小 計		1,786.66	
I	長岡宮大極殿東面回廊	向日市鶏冠井町	秣 所	41-4	324.03	私有地
			小 計		324.03	
J	長岡宮大極殿北・西面回廊	向日市鶏冠井町	大極殿	26-27	1,082.18	私有地
			大極殿	55-2	177.68	平成26年度買上
			大極殿	57-1	92.49	平成26年度買上
			大極殿	74	20.56	平成26年度買上
			大極殿	58	882.64	平成26年度買上
			大極殿	58-1	75.05	平成26年度買上
			大極殿	58-5	436.39	平成26年度買上
			小 計		2,766.99	
K	内裏内郭築地南面回廊・外郭築地	向日市鶏冠井町	東井戸	64-2	922.70	平成28年度買上
			東井戸	65-2	55.01	平成28年度買上
			秣 所	1	54.35	平成28年度買上
			秣 所	1-2	378.67	平成28年度買上
			小 計		1,410.73	
L	長岡宮大極殿北面回廊	向日市鶏冠井町	大極殿	80	28.07	(国有里道を市有地に移管替え)
					28.07	
合 計					15,714.52	
史跡長岡宮跡公有化状況					公有地	私有地
				面積	13,406.57	2,307.95
				割合	85.31%	14.69%

文献註

(0) 昭和39年(1964)4月27日(指定)

文化庁文化遺産オンライン「長岡宮跡」、文化庁国指定文化財データベース「長岡宮跡」

「史跡名勝天然記念物台帳 No. 87『長岡宮跡』」京都府教育委員会

「国指定史跡名勝天然記念物指定台帳『長岡宮跡』向日市教育委員会」※文献00

上記の資料に記載された「指定説明文」は、文化庁に保管されている「文化財保護委員会原義書」の原本を閲覧し転記したものである。

昭和48年(1973)4月23日(追加指定)

「月刊文化財 No. 116『新指定の文化財』」第一法規(株)、昭和48年5月号

昭和56年(1981)9月18日(追加指定)

「月刊文化財 No. 195『新指定の文化財』」第一法規(株)、昭和54年12月号

平成4年(1992)5月6日(追加指定)

「月刊文化財 No. 333『新指定の文化財』」第一法規(株)、平成3年6月号

平成11年(1999)1月14日(追加指定)

「月刊文化財 No. 423『新指定の文化財』」第一法規(株)、平成10年12月号

平成14年(2002)3月19日(追加指定)

「月刊文化財 No. 459『新指定の文化財』」第一法規(株)、平成13年12月号

平成14年(2002)9月20日(追加指定)

「月刊文化財 No. 466『新指定の文化財』」第一法規(株)、平成14年7月号

平成18年(2006)7月28日(追加指定)

「月刊文化財 No. 515『新指定の文化財』」第一法規(株)、平成18年8月号

平成22年(2010)2月22日(追加指定)

「月刊文化財 No. 557『新指定の文化財』」第一法規(株)、平成22年2月号

平成26年(2014)3月18日(追加指定)

「月刊文化財 No. 607『新指定の文化財』」第一法規(株)、平成26年2月号

平成 28 年(2016)10 月 3 日 (追加指定)

「月刊文化財 No. 636『新指定の文化財』」第一法規(株)、平成 28 年 9 月号

平成 31 年(2019)2 月 26 日 (追加指定)

「月刊文化財 No. 665『新指定の文化財』」第一法規(株)、平成 31 年 2 月号

- (1) 福山敏男、中山修一、高橋徹「『新版 長岡京発掘』NHKブックス 74」日本放送出版協会 1984 年
- (2) 福山敏男、西川幸治「『長岡京の大極殿』日本建築学会論文報告集第 69 号」昭和 36 年 10 月
パンフレット「『長岡宮発掘調査 10 年』長岡京跡」京都府教育委員会 1966 年
中山修一氏からの聞き取り調査による。
- (3) 西川幸治「長岡宮跡発掘調査概要」『埋蔵文化財発掘調査概報(1965)』京都府教育委員会
- (4) 吉本暁俊、波貝毅「長岡宮跡昭和 42 年度発掘調査概要」『埋蔵文化財発掘調査概報(1968)』京都府教育委員会
中山修一、小林清、波貝毅「長岡宮跡昭和 43 年発掘調査概要」『埋蔵文化財発掘調査概報(1969)』京都府教育委員会
- (5) 國下多美樹「長岡宮跡第 450 次(7ANEHI-4 地区)～第二次内裏正殿、内裏下層遺跡～発掘調査報告」『向日市埋蔵文化財調査報告書』第 76 集 (財)向日市埋蔵文化財センター
- (6) (1)と同じ。
中山修一「長岡京発掘調査の略史」『埋蔵文化財発掘調査概報(1973)』京都府教育委員会
- (7) 梅本康広「長岡宮跡第 355 次(7ANEHJ-4 地区)～大極殿、乙訓郡衙、山畑古墳群～発掘調査報告」『向日市埋蔵文化財調査報告書』第 75 集 (財)向日市埋蔵文化財センター 2007 年
- (8) 中島信親「長岡宮跡第 490 次(7ANEDN-11 地区)～大極殿後殿(小安殿)、乙訓郡衙跡～発掘調査報告」『向日市埋蔵文化財調査報告書』第 96 集 向日市教育委員会、(財)向日市埋蔵文化財センター 2013 年

登廊:「とうろう」または、「とうろ」という。大内裏図考證 第一(吉川弘文館 昭和 4 年)によると平安宮の大極殿と小安殿をつなぐ廊下をいう。寝殿など主要殿舎と対屋(たいのや)を相互に結ぶ廊が多く見られ、渡殿(わたどの)という別称も使われている。また、「軒廊」(こんろう)は寝殿造りで、主要殿舎の左右に付く、屋根のある土間床の渡り廊下のこと。長岡宮時における相当する施設の名称は不明であるが、本書では「登廊」とした。
- (9) 國下多美樹「長岡宮跡第 384 次(7ANEHJ-6 地区)～乙訓郡衙跡、山畑古墳群～発掘調査報告」『向日市埋蔵文化財調査報告書』第 52 集 向日市教育委員会、(財)向日市埋蔵文化財センター
- (10) 山中章「長岡宮跡第 158・165 次(7AN9N-1・2 地区)～大極殿院北面回廊・大極殿古墳～発掘調査概要」『向日市埋蔵文化財調査報告書』第 18 集 向日市教育委員会 1986 年
- (11) 山中章「長岡宮跡第 88 次(7AN9G 地区)発掘調査概要」『向日市埋蔵文化財調査報告書』第 5 集 向日市教育委員会 1979 年
- (12) 國下多美樹「長岡宮跡第 255 次(7AN14U 地区)～大極殿西面回廊、山畑古墳群～発掘調査概要」『向日市埋蔵文化財調査報告書』第 34 集 向日市教育委員会、(財)向日市埋蔵文化財センター 1992 年

第2節 指定等の状況

- (13) 山中章「長岡宮跡第304次(7ANEHJ地区)～大極殿院、山畑古墳群～発掘調査概要」『向日市埋蔵文化財調査報告書』第43集 向日市教育委員会、(財)向日市埋蔵文化財センター 1996年
- (14) 梅本康広「長岡宮跡第343次(7ANEHJ-3地区)～大極殿前庭、乙訓郡衙跡、山畑古墳群～発掘調査概要」『向日市埋蔵文化財調査報告書』第66集 (財)向日市埋蔵文化財センター 2005年
- (15) 中塚良、大藪由美子、國下多美樹「長岡宮跡第430次(7ANEHJ-10地区)～大極殿院(前庭)宝幢跡～発掘調査報告」『向日市埋蔵文化財調査報告書』第68集 向日市教育委員会、(財)向日市埋蔵文化財センター 2005年
- (16) 中島信親「長岡宮跡第508次(7ANEDN-12地区)～大極殿回廊北西部、山畑古墳群、乙訓郡衙跡～発掘調査報告」『向日市埋蔵文化財調査報告書』第104集 向日市教育委員会、(財)向日市埋蔵文化財センター 2016年
- (17) 中島信親「整備事業地の埋蔵文化財発掘調査」史跡長岡宮跡大極殿回廊地区保全整備事業報告書『向日市埋蔵文化財調査報告書』第111集 向日市教育委員会 2019年
- (18) 波貝毅「長岡宮跡昭和41年発掘調査概要」『埋蔵文化財発掘調査概報(1967)』京都府教育委員会
- (19) 中塚良「長岡宮跡第224次(7AN9R地区)～朝堂院第三堂～発掘調査概要」『向日市埋蔵文化財調査報告書』第25集 向日市教育委員会 1989年
- (20) 樋口隆康、西川幸治、中山修一「長岡宮跡発掘調査概要」『埋蔵文化財発掘調査概報(1966)』京都府教育委員会
- (21) 石尾政信、國下多美樹、橋本清一「長岡宮跡第109次(7AN14M地区)～朝堂院西第一堂・第二堂～発掘調査概要」『向日市埋蔵文化財調査報告書』第8集 向日市教育委員会 1982年
- (22) 長谷川浩一、橋本清一、山中章「長岡宮跡第102次(7AN14K地区)～朝堂院西第三堂～発掘調査概要」『向日市埋蔵文化財調査報告書』第7集 向日市教育委員会 1981年
- (23) 國下多美樹、山中章、清水みき、藤田さかえ「長岡宮跡第116次(7AN15H地区)～朝堂院西四堂～発掘調査概要」『向日市埋蔵文化財調査報告書』第10集 向日市教育委員会 1983年
- (24) 中島信親「長岡宮跡第437次(7ANEYT-11地区)～朝堂院南面回廊、乙訓郡衙跡～発掘調査報告」『向日市埋蔵文化財調査報告書』第72集 向日市教育委員会、(財)向日市埋蔵文化財センター 2006年
- (25) 山中章、高橋美久二、西岡功次、藤田さかえ、中山修一「長岡宮跡第68次(7AN10B地区)発掘調査報告」『向日市埋蔵文化財調査報告書』第3集 向日市教育委員会 1979年
- (26) 松崎俊郎「長岡宮跡第148次(7AN10HL地区)～朝堂院南門～発掘調査概要」『向日市埋蔵文化財調査報告書』第17集 向日市教育委員会 1985年
- (27) 松崎俊郎「長岡宮跡第443次(7ANFMK-21地区)～朝堂院南面回廊・「翔鸞楼」、乙訓郡衙跡、山畑古墳群～発掘調査報告」『向日市埋蔵文化財調査報告書』第72集 向日市教育委員会、(財)向日市埋蔵文化財センター 2006年
- (28) 松崎俊郎「長岡宮跡第444・445次(7ANFMK-22・23地区)～朝堂院南面回廊・「翔鸞楼」、乙訓郡衙跡、山畑古墳群～発掘調査報告」『向日市埋蔵文化財調査報告書』第75集 (財)向日市埋蔵文化財センター 2007年
- (29) 松崎俊郎「長岡宮跡第446次(7ANFMK-24地区)～朝堂院南面築地、乙訓郡衙跡、山畑古墳群～発掘調査報告」『向日市埋蔵文化財調査報告書』第72集 向日市教育委員会、(財)向日市埋蔵文化財センター 2006年
- (30) 山中章「史跡長岡宮跡築地跡調査・整備報告」『向日市埋蔵文化財調査報告書』第9集 向日市教育委員会 1983年

